

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-139）、MOX燃料加工施設（1-142）」

2. 日時：令和4年7月4日（月） 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 須田執行役員 他24名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北海道電力株式会社 原子燃料サイクルグループ グループリーダー

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和 4 年 5 月 2 0 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 6 月 1 0 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:06	本日のヒアリングは電話2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料を基にヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	まず規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からコサクナカガワタジリフジワラシミズ。
0:00:26	とその他WEBからオオハシを、が、
0:00:31	と、以上になります。
0:00:33	それでは日本原燃の方から出席者の紹介及び議題の構成の説明をした上で資料の説明を開始してください。
0:00:42	はい。文面ナカハマです。
0:00:44	本減免側の参加者を紹介いたします。
0:00:48	曾田。
0:00:50	小松。
0:00:51	春口。
0:00:52	石原。
0:00:54	玉田。
0:00:57	重さは、
0:01:00	アオノ。
0:01:02	黒川。
0:01:03	内山。
0:01:05	日向。
0:01:07	近藤。
0:01:09	村山サトウ。
0:01:11	坂。
0:01:13	赤星。
0:01:14	須川。
0:01:16	親密。
0:01:18	ツシマ。
0:01:19	コマツ。
0:01:21	コヤマ。
0:01:22	仲村。
0:01:24	松澤。
0:01:26	ナカハマ以上となります。

0:01:29	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、
0:01:33	現在画面共有させていただいております。
0:01:36	00-02
0:01:39	3
0:01:42	小林海野
0:01:44	0
0:01:45	2
0:01:47	閉じ込め 00-02。
0:01:51	通路 00-02 及び通路 01 以上三つの補足説明資料についてご確認いただきます。
0:02:00	それでは 0-02 からご説明差し上げます。
0:02:05	はい、伊賀西原でございます。太夫上部 020 ビジョン 8 ということで、6 月 10 日に提出をさしていただいたものになります。
0:02:14	新地委員からの主の資料になりまして前回のヒアリングでのやりとりを踏まえた修正等を行っております。
0:02:25	今の修正点をご説明をさせていただきます。右下 15 ページ。
0:02:30	はいでございます。一番基本的方針の一番上の方青字のところになりますがこれも前回共通的な設計方針として書く事項ではないかというやりとりがありまして、
0:02:43	今関谷常務に記載を追加をしたと、いうこと、あとはこの (2) の環境条件の考慮のところ、うちの
0:02:53	発電の方も参考としながら構成新たに見直しエクサルを追加をしたというところでございます。
0:03:02	これあと右下 13 ページ、操作性の向上のところでも下部の被ばく経済良い車両設備等を確保したといったようなことを、また結果の検討等の内容も踏まえた上で、
0:03:16	記載を適正化させていただいたと、いうこと。
0:03:20	あと右下 14 ページ、目指した 13 ページからの続きの文章であるんですが、安全機能を有する施設に対する誤操作防止カバーの設置等々必要な事項を記載を展開をしたと、いうことでございます。
0:03:37	またとわーに着した 17 ページこれにつきましては永木一番最後の大田でございます
0:03:48	決定文をご検討ご利用場合に抗議ということで今、電気の要請施設を構成する機器、構成する設備機器を、

0:03:58	構成すれば議会繋がってるので今もちょっと公正感がS1ありますが、部分のうち、何か産業品といわゆる信用交換対象として、機器全体を交換する場合は対象としませんよということがわかるような
0:04:13	記載の見直しというのをさせていただきました。
0:04:17	すいません先ほど言ったように構成するが2回続いているのでここはちょっと日本語はもう一度改めたいと思います。続きまして右下20ページ前回オーバースピードとかって確か英語で書いてあって、図をもう少し基本設計方針として適切な
0:04:34	栄養というやりとりがありましたのでそれも踏まえた上、こちらで考えて記載を修正したというのが20ページの一番含めの文章のところの誘導電動機またはといったような記載でございます。
0:04:47	あり、
0:04:49	別室につきましてはそういったところを修正し、30、100ページ以降の別紙1につきましては他の部分との関係も踏まえた上での記載の適正化修正というのを、
0:05:01	やらさせていただいてございます。
0:05:07	現金伸ばして、
0:05:11	別紙3の分散棒は、次の通りで修正別紙1に合わせて修正をしたというところでございます。
0:05:21	別紙4がですね、エスポー。
0:05:26	右下180ページからございますこちらの基本的には、別紙1の内容に応じて記載を修正をさせていただきましたということになります。
0:05:41	追加で説明することも、ないと思います。
0:05:48	あと、別紙6のシリーズでA以上あった。
0:05:54	180ページですかね。
0:05:58	中垣で書いてます。他の条文との関係で、今回の第1回の赤字の整理をするの違うものという整理、考え方なりが、
0:06:10	適切に伝わらない、記載になってましたのでそれを適正化させていただいたと、いうこと、あと他の部分との関係で抜けるものというのも含めて整理をさせていただいたということでございます。
0:06:23	はい。
0:06:26	というのがに本体の修正でございまして、D案自体はですねここへ、
0:06:35	それから第1回の申請対象でない人全体としての構成は、
0:06:40	5-1のうちの部分は一番、店頭になってましてその子供に別紙4ということについて安全上重要な施設に関する説明書というのが主で続けます。

0:06:53	今ちょっとこの健全性の中でも重大事故側のやつを画面に共有させていただきますが、金曜日先週の金曜日に提出した、十時00のベルギーの
0:07:06	145ページについて図協議をさせていただきます。
0:07:17	安全基部修正して、現在事項等対処設備も含めて全体としては、基本設計方針が8ポツの中にぶら下がって、
0:07:27	それぞれ、ある作りを要する施設と重大事故等大切に分かれます。こちらの重大事項になってますので全体はカバーできてませんが、
0:07:42	コールセンター方針にあります8ポツの設備に対する要求、あちこち安全機能を有する施設、いわゆる8月には重大事故等対処設備ということになります。
0:07:53	このまま添付書類としては先ほどありました5-1-1-4、先ほどの安全機能を有する施設でいくと1cm1書いてあります健全性に関する説明書をこちらで、
0:08:06	それぞれ受ける形になってます。
0:08:09	その中でさらに、同じように1ポツが安全機能を有する施設、2ポツが重大事故等対処設備ということで、
0:08:19	健全性設備として大きく二つに分かれて資料を構成する形になります。
0:08:25	安全機能を有する施設としてはこの後にあとMをぶら下がる子供としては、一つだけでして所安全上の施設に関する説明書51-1-4-1。
0:08:36	これは添付古典分としてつく形になってますそれが先ほどの根井塩見ということになります。
0:08:43	重大事故側につきましては、ほとんどが一つだけやりますという説明をされていてそれは、
0:08:50	ただ、文言が変わって、今でいくと、5のうちの1-4-4と書いてある地震要因的な重大事故等に対する施設耐震設計という意味で、これだけを、
0:09:05	5ページの形で番号をつけてました。
0:09:07	それで英語の1-1、1-4ということで、としてましたがこれを、それまででしとしていたその上も、
0:09:15	状態事項と対象設備の設計方針というと、また、重大事故等対設備、保管場所のアクセスルートも、
0:09:26	デイ・シイ等のやはり位置付けがよくわからんということもあってこちらで修正をさせていただいて鉄塔が結局、
0:09:32	小店舗が、日本金融精神重大事故合わせて四つの県下がつく形になってございます。
0:09:41	はい。

0:09:44	はい。
0:09:46	一応膨大事項の整理をしたのが、0についてこの画面を經由せずですして重大事故に対しては、安全機能放送施設が個別の部分で、外部衝撃を持っているのと違って、
0:09:59	健全性説明書から、それぞれ必要な項目に飛んでいく形での構成をしまするので、
0:10:05	一番上にあります5-1-1-4に、これは一つのクッションになった形で、必要がないように振り分けると。
0:10:14	事を考えるということで整理をしたのがこの後に、1-1-2と、そういう資料についてます。
0:10:21	若干ちょっとは、今最新のやつとずれているところありますが5-1-1の2-4-1とかいう、竜巻であったり、外部火災であったり、火山であったり、溢水あったりとか、
0:10:33	上の運営奨励健全性を確保するために必要な要素、設計条件としてそれぞれの外部衝撃等の設計に合わせてやるものっていうのを、展開をする。
0:10:45	そこまず取るために、重大事故として必要な要件を欠く場所として、今の1-1-4にという、重大事故がある設計を求める添付書類をつけたということでございます。
0:11:00	はい。あとは、
0:11:03	もともと、
0:11:05	継続方針からお金点条文飛ばすもののシリーズとしてはこの一番右側にあります耐震であったり津波であったり、火災であったりと、それぞれの条文を重大事故に持っていてそこに飛ばすことを、
0:11:20	基本設計方針あと5-1-1-4で明らかにした部分というのはそのままそちらの検討に飛んでいくという形で整理をさせていただいたということでございます。
0:11:32	これはちょっと独立してますけども、1号の1-1-4という、1.2節からのやつは、それ60は、それぞれの見解をして整理をさせていただいているということになります。
0:11:46	安全機能を有する施設、当該事項も含めてこの設備の対する要求事項という基本設計方針の流れというのは、今ご説明した通りでございます。以上です。説明以上になります。
0:12:00	はい。規制庁田尻です。ちょっと再こちらのメンバーの関係上からまず今出てきている表の話からやれればと思うんですけど、DBの観点から

	のプラントのちょっと、これ税込みの整理の話にも関係してくるのでさつき確認なんですけど、
0:12:15	右の方に、5-1-1の87%の説明資料内容発生数イナバ瀬下説明書というのがいるんですけど、これ実際には健全性説明書の中で要は基本設計方針の裏返しを添付に向かう形になってほとんど設計方針っていうのは書かれ切ってるような気がするんですけど。
0:12:34	この右端にある内容は生産部説明書っていうのは具体的には何を書くイメージかというのを確認したくてですね実用炉の方だと、田部井三澤の話とかがあるからある程度の説明書の評価をするという内容も何となく盛り込める気がするんですけどここには盛り込もうとしてる内容ってのはどのような内容かというのを説明いただければ。
0:12:53	はい。稲毛西田でございます。はい。今おっしゃった通り添付書類の構成自体は、6ページの内部発生飛散物に関する添付書類の構成を見ながら参考として作らせていただくことで考えてましたが、
0:13:07	おっしゃっていただいた通りタービンミサイルとかのですね評価は今回うちではありませんので、それを吹くとですね書いてあることは、後の1-1-4の健全性説明書類ということとほとんど変わりません。
0:13:20	それを若干校正側の方の構成になった形で、言い方を若干振っているだけで中身は変わらないというのが現状でございます。いつ、今別紙3の方でやってますのは、
0:13:32	BRLについては、回転機器等になるような、DB施設の一覧表、対象設備の一覧をつけたり、あとはSAの場合は、
0:13:42	今回のCAPE所での学ば生産物によって機能を損なわないということとそれと影響受けない場所に設置するっていう要件がありますので、
0:13:54	それを受けない場所に設置するというようにZoomつけるというふうなことは位置づけるということ、添付書類がやろうと思ってました。以上です。
0:14:04	規制庁田尻です。衛藤DBと言いながらSFなってしまって申し訳ないんですけど今おっしゃっていただいた通りSA設備になる等内部発生飛散物になることの防止のための設計方針というのがまた要るような気がして、
0:14:15	で今構成を見ていると、4-1-1-4から4-1-1のよ、阿部参考ですねこの1-1-4から5-1-1-4-2というふうに設計方針つなぐ形になってるところを、
0:14:25	これはそれ、見方が間違ったら恐縮なんで一応確認しますが、これが設計方針から内部発生飛散物には矢印一応伸びてないんですよこれ。

0:14:35	はい、弓削西田でございますはい。ちょっと線がわかりづらくて恐縮ですそのまま延びていってますので、ワンクッションがない状態だと思っ てます。はい。
0:14:45	規制庁タジリです。そうした場合に今言ったような設計方針の話はどう すんのかっていうところも出てくるときに、内部発生飛散物の説明書を あえて小ババとして作る必要がどこまであるのかっていうところろうが ちょっと整理をしようかなと思っていて、
0:14:59	極端な事務の話だと健全性説明書の話を少し膨らまして今回の申請単位 だと内部発生した物の飛ぶ側の方の話の細かなところは述べないので、 その部分をあと次回ですというふうに説明して書いてもらえば、今の設 計方針プラスあと次回なんだなという形になる気がするんですけど。
0:15:15	今現状をこの1-1-4に書いてあるのは
0:15:20	大分発生した方が説明しに出しますよっていうふうに言って飛ばした先 の説明書ってというのが今どこにいるのかちゅう話もちょっとあったり してですね。
0:15:27	変えようとしてることは何となく理解はしつつなんですけど、どこまで 必要かっていうのに関して現状の考え方ありますか。
0:15:37	はい。日本原燃石田でございます。まず、今おっしゃっていただく通り 次回でつけるものといわゆる一覧表であったり配置図をつけたりという 意味で次回でということそういった設備が出てくる。一番最初の申請開 示である。
0:15:53	第2回にこの店舗をつけてと。
0:15:56	ということで考えてました。ただ中身としてはおっしゃっていただいた通 り今の建設ペースで説明することとあまり変わらないということと、あ と今、高使いに示す内部は生産物の添付に飛ばしているのは以上やりと りをさせていただいてですね、
0:16:12	我々最初次回出てくるっていうのは今回申請の中に出てこないの、添 付書の番号も書かずに、
0:16:21	さらっと書いていたところ60で次回であることもわかるし全体の構成 と申しですので、工事課伊田から示さなくてもいいということでないん じゃないかとしても、
0:16:33	何か先生として違和感はないんじゃないかとそういう不整合がないんじ ゃないかというようなやりとりがあって、今次回に示すものでも、添付 の中で、添付書類の番号を書いて、
0:16:44	詳細に示しますといわゆる、流れで書かさせていただいているところで ございました。

0:16:49	ただ実際問題としては、大分水産物の添付は短いですし今回つきませんし、目次を見れば明らかと言いながら構成見ていっても中身わからないと。
0:17:01	ということだという、今現状でございます。あと申請書の建設場所に書いてあるとしても、おっしゃっていただいた通り中身は変わらないので、
0:17:11	若干膨らませば全然吸収できると思うので構成としてそういう形にすること自体には、何か問題があるということではないと思ってます。以上です。規制庁田部井です今お話あった藪田猪野と森崎かけましょうというやつは鳥羽阪井田上で言う
0:17:28	例えば津波の説明書もそうですけど要はこの説明書で説明するようなことがないとか、あと次回ですよっていう説明しようが航空機落下とかもそうですかね何か変更がないから変更がないっていう、ちょっとした文章だけ書いた説明書をつけるような方向の話もあったと思っていて、
0:17:43	ここ、ちょっとここだけの整理という意味でいうと、今のお話だとか内部発生飛散物説明書自体でそこまでの意味がないっていう話あったような気がするので、この後多分S Aの構成の話正直右側の話が、
0:17:56	例えば竜巻に関しては計算書と多分そのあとの計算結果の話も読めるように等になっていたりそのあとのやつだと評価方針だけになってたらちょっといろいろとどうすみ分けてるのかっていう話をもうちょっとした方がいい気がするのでその話の中で、
0:18:09	どこまでつける必要があるかっていうのを改めて確認できればと思ってとりあえず1回自分から以上ですいません自分ばかり分関空とあんまり意味がないので、
0:18:16	他の方お願いします。
0:18:24	とりあえず、
0:18:26	はい、規制庁コサクですけど、すみません、タジリがバーツと言ったので私が追いついてないんですが、
0:18:32	そもそも全体構成どう考えるのっていう古藤だと思うんですね。
0:18:37	で、そもそも内部発生時三分つって、
0:18:41	どういうものなのかっていうと、条文の理解からするというの条文から出てくるものだと思うんですけど、それが一、この1-1-8っていうのはどういうことになるか。
0:18:54	ていうのは何か考え整理ありますか。
0:19:04	はい。井上の石田でございます。すみません、この番号木野容器に正直今コサクさんの質問にまともに答えられるだけのことを考えてつけたと。

0:19:16	労働構成を完全に見てつけたような気がします。
0:19:21	あるべきの養成施設の構成であればというのは古典部も含めて全体構成としてはあり得ると思うので、そういうことも考えてこの構成を考えたかと言われると、大分前に決めた以降は確かにここいじってないんで、
0:19:35	そこまで深い資料があったということの記憶はないので、そこも含めて考えなきゃいかんと思います。以上です。
0:19:43	はい。議長補足です。そうするとですね、少なくとも今、
0:19:48	S A側から言えば5-1-1-4ということで全体方針が入っていて、その一部カラー枝番として出てきてますという書類の位置付けになりつつ、
0:20:01	番号が木場になっていない。
0:20:04	いう状況です。これはそのDB側の整理に引っ張られたということだと思うんですけど、
0:20:10	そういうところからもう、何か違和感を感じています。
0:20:15	結局大本としてDD、どういう事象について、どうぶら下げていくのかと。
0:20:21	いう考えがまだ十分まとまっていないのかなっていうことで今日のヒアリングで話をさせていただいたと。
0:20:27	ということです。で、大枠でいうと、DBの方、はい、すみません、このSAのものでいうと、SAは全部
0:20:35	SAの一つの条文から、いろいろな考慮事項に枝葉をつけていくと。
0:20:43	いうことになるので、これだけで言えばシンプルにぶら下がっていくんですけど、並行してそれに関するDBはどうなってんのと。
0:20:52	いうことがあってそのDBと並びを取ろうという関係もあり、この枝番というかぶら下がっていく添付書類が構成されているというふうに理解をしたんですけど。
0:21:04	それはそういうことでいいですかね。
0:21:08	はい。二本木西田でございますはい。
0:21:12	ちょっと確かに年度通して比較をするとすると、この枠の中で足りなくてですね食っていただいた通りこれには当然DB側、
0:21:22	健全性の説明書の8ポツで説明している範囲譴責用紙の8ポツで説明してる範囲と、重大事故でも価値ポツの中で説明してる範囲というのがイコールかと。
0:21:34	言われると、いわゆるその系統要因故障とか環境条件に説明してるものってのDBを見てみると、ここ8ポツよりは、さっきのその3ポツの自

	然現象等であったり、外部衝撃側で十分あって説明しているものがある てそれが全体として流れてきて、
0:21:50	その最後のボックスに入っていくという流れもあってそれとの比較で、 この整理の仕方が正しいのかと、いうことをちゃんと全体を見て、構成 としての正しさ適切を説明する必要があるかなと思っていました。
0:22:06	そういったバックも含めて全体を見て、どういう形になってるかってい うのが比較できるように整理を一度させていただきたいと思います。以 上です。
0:22:15	はい。規制庁コサクです。まさにその通りで、DBは複数条文をまとめ て全体が構成されるということに対して、重大事故の所、一つの条文か ら、
0:22:26	ということなので、条文ごとって考えてDが設計されてると、SEはそれ を跨いでいくということになるってということなんですね。
0:22:36	で、なので、そこは跨ぐなら跨ぐでよくてですね、その跨ぐの理由な り、こういうふうに構成しますよってという説明がどこにあるのかとい うことなんです。
0:22:49	それが結局はDBのこの部分と同じような設計をしますよということが あるから、関連するのと同じようなところで同じように説明しますよ と。
0:23:01	ということになるんであろうと。
0:23:03	ということで、そのあたりを、少なくとも飛ばし先の5-1-1-4と、
0:23:11	いうところで明確にしていくのかなと思いますし、
0:23:18	この中では、
0:23:23	5-1-1-4は、
0:23:27	表題を見るとDBSAという古藤。
0:23:31	ですけど、
0:23:33	Dが1ポツってことなんですね。
0:23:35	はいそうです。つい五つ1ポツだけではなくて、自然現象とか、他のと ころも含めて、関連性があるってというのを、2ポツのところであま く表現していただいて、
0:23:49	結果として、添付は、
0:23:52	この場所でそれぞれ同じような形でやりますよと。
0:23:56	ということがわかるように工夫していただくということかなと思ってま す。
0:24:02	それで、
0:24:06	どうす。

0:24:07	ヒアリング進めていきましょうか、なんですけど。
0:24:11	少なくともBの方自体でもう、先ほどの内部発生飛散物については、条文ぶら下がり、
0:24:19	つなげなきゃいけないんだけど、枝番としては何か同列になっちゃってるっていう。
0:24:24	ところで違和感があるので、そこら辺の検討っていうのがあり、かつ、DBとSA並べてみた結果どうしたいかっていう話もあろうかなと思っ
0:24:36	ていて、一番直近で言えば、次のSAのヒアリングのときに、このああいうのこの部分も含めて、
0:24:43	話をする或いは引きずられて、溢水だり何なりということがあるのであれば
0:24:49	話をする。
0:24:51	いうこともあっていいと思うんですけど、どうガンバになりますか。
0:24:55	はい、上西でございますその話も含めてですねちょっとすいません私が金曜日、うまくコントロールできてなくて話さなきゃいけない資料が1個抜けてまして、
0:25:05	十時ドレンチと個別補足がありましてこれはコサクさんの言っていたいたいろんな新入所も含めて重大事故が受けているので、
0:25:15	壁の整理も含めて、どこの、DD恐竜が資源減少とかの外部衝撃の条文とか溢水とか、N条文と絡むのでそういったところをどういうふうに銀行とるか。
0:25:29	もう許可制度の関係も含めた構成の考え方というのを示したものが十時01という補足があります。これ一も、
0:25:39	中にSに入れるかあれも含めて全体の構成をちょっと若干追加をしているかして全体を説明できるようにさせていただいた上でそれを企業の前に出して、金曜日それお話をさせていただくというのが一番、
0:25:55	がいいかなあと思ってました。以上です。
0:26:02	はい、規制庁コサクですわかりました。
0:26:06	では遭遇の方向で検討いただいて、全体としての構成なり、どこで何を書くかということの認識が合うようにしていただければと。
0:26:19	ます。
0:26:20	よろしくをお願いします。
0:26:26	規制庁丹治です。前事務的なんですけど、今の01ってスケジュールだと、何か配慮塗りされていつ出てくんのかもよくわからん感じにはなっ

	てたんですけどこれはだからスケジュールでちゃんと書いてなかったけど、
0:26:39	今の 02 じゃなくて 01 でいいですよ。三木。
0:26:42	はい、城峰氏でございます。はい。配慮ハッチングしたのはすいません 完全な手違いでして私どもの管理の水でございます。
0:26:50	ドレンチにですねもともと
0:26:52	前回の重大事故の 00 分へのヒアリングの時に、許可のときの構成の整理 というのと、今回の基本設計方針とかの整理上の地震を要因としたと 言ってた。
0:27:06	清さんも含めて全体構成がどういうふうに例えば剥がれてるのかってい うところを説明するっていうことの宿題を持ってましてそれを常時この 十時 01 に、そんなに予定だったんですけど、何がどう間違ったか。
0:27:21	ぐれ 8 期になってましてかつ、金曜日に出て行かなかったという、3 番 内野ぐらいありましてそれを急遽今、今日出そうかと思ってたんです が、今のお話を出して出させていただいた上で、スケジュール上のハッ チングを解除させていただきたいと思っておりました。以上です。
0:27:40	規制庁館さんの状況は理解しました。はい。
0:27:52	規制庁土佐ですせっかく、S A との絡みもあって話をしたので、ちょっ とピンポイントの話になって申し訳ないんですけど今の内部発生飛散物 の関係でいうと、
0:28:03	別紙 1 の一位、
0:28:05	①っていう、13 ページですかね。
0:28:09	アユに戻ってたんですけど、
0:28:12	のところに、周辺機器等からの悪影響ということで書かれている。
0:28:18	いて、これだとすごい大枠でしか書かれてないんですけど。
0:28:23	S E の方は、飛散防止で固縛みたいな話も書いてあったと思うんです ね。
0:28:31	で、
0:28:32	D の方はこれ以外に、具体が含まれて、19 ページ、19 ページの 10 ペー ジに書いてあってちょっと今、67 って 13 ページ出したんですけどこれ と
0:28:45	買収のところの関係は点も含めてちょっと整理今一度させていただき たいと思います。以上です。
0:28:52	環境条件として、
0:28:54	規制庁コサクです。私先ほど言ったのが大上段の方針でそれを受けて詳 細っていうのが、19 ページに書いてあると言いつつ、

0:29:04	19 ページで書いてあるのは飛散物によって機能を損なわないとしか言っ てなくて、具体の対策が書いてないんだけど、それは認識されていて、 もうちょっと書かなきゃなと思ってます。
0:29:16	その際には清の方での線源レベルとかも踏まえて書くという理解でいい ですか。
0:29:24	はい、上西でございますちょっと S A と比べると若干記載があるかとい う気はするんですけど 20 ページのところに一応飛散物の発生をするた めの
0:29:35	ワードの中かとかいうような必要な対策を通さないようにするかってい う大分答弁加えて、ちょっとおっしゃっていただいた通り重大事故でも 書いてあることも含めて、当間宇津木させていただきたいと思います。 以上です。
0:29:50	はい。規制庁、小中ですわかりました。今言う、私が見てた 19 ページ の最初も、これもあくまで書きであって、
0:30:00	そのあと部隊が書かれているという 2 段構成 3 段構成になっているの で、その点で、何ですかね、部分的には足りなそうに見えるけど実はよ り一層手厚く書いてあるんだよと。
0:30:15	いうことはわかりました。
0:30:18	たで、その上でどの程度書いてどうまとめるのがいいかという古藤だと 思いますので、
0:30:24	はい。進めた上で、確認
0:30:37	朝長。
0:30:41	他に何か S E がいなければいう頭からいっちゃうんです。
0:30:45	いいですよ。はい。市長館です。
0:30:47	甘利先生には
0:30:49	あれ今の話のスケジュールも金曜じゃなくて出るんでしたっけ金のまま でその前に新保です。
0:30:57	資料が出てくるのは今日か無理って言っていつ出てくるって話したっ け。
0:31:03	はい。二本木西原でございます。
0:31:08	水曜日と言おうとしたんですけどそういえば有毒ガスヒアリングもあっ たなあといういろいろ考えてと見込みまして、水曜日ぐらい出てないと読ん でいただく時間もないので、
0:31:19	水曜日に向けて、提出できるように頑張りたいと思います。以上です。
0:31:26	瀬尾タジリですよ、お伺いしました。可能な限り早くということできると あえずお願いいたしますということで言っときますと、

0:31:33	衛藤亜結の資料別紙 1 からすみません、また始まっ。
0:31:37	させていただければと思うんですけど。
0:31:39	まず、1-1 次シリーズのほうの別紙 1 の一井の方からなんですけど、
0:31:46	こっちに関してはもう許可で書いたことを書かれ始めてるんだなというふうな認識はするんですけど、特にこの資料なんですけど添付が結構幅広く書いてあることもあって添付に書いてあって結局、
0:31:58	基本設計方針で落とす必要がないレベルだっというのは理解するんですけど、それがテンプに行ってもない場合っていうのがあってで、その判別が今実はつかないところが一つあって今回申請じゃないから書いてないのかそれともはなから書くつもりがないのかっていうのが掴みきれてないところがあって、
0:32:14	まず基本的な考え方として、許可の添付 5 に書いてあって設計に関わるようなものっていうのは、基本的には全部何かしらテップレベルじゃ最低に書かれるイメージを持ってですかね。
0:32:28	はい、日本原燃志賀でございます。はい。
0:32:32	大部分の記載で、7 分に書いてあるような 1、別紙 1 の②ですね、書いてあるような、重複記載といったようなことがない限り、基本添付書類に記載すると。
0:32:42	いう整理で、1-0 にも書いてますんでここを部署に記載するとしたものは、アルファベットの番号に従った添付書類をそれぞれ書くということ考えてます。おっしゃっていただいたように今、
0:32:54	この整理の仕方で唯一判別がつかないのが、1 回にウォーカー次回出てくるかの判別は確かに別紙を 1 回に限定した結果としてつきづらくなってますので、
0:33:06	確実に書かれてるっていう整理、各部とあとは、次回の次回だということがちょっとこれが判別できるように整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:33:17	社長、佐治ですよろしく申し上げます例えばとして幾らかだけ言っておくと、例えば 12 ページのところ、これ設計が微妙なんですけど許可添付 5 のところ 2 の (4) のなお書きとかがあって、
0:33:31	要は必要して、若干運用チェックの話が書いてあって、どこに落とすかわかんないですけどダイヤの 4 っていうふうに見ると、基本設計方針には書きませんと書いてあんですけどどうする予定なのかちょっとわかんなかったりするのとか。
0:33:44	例えば右下 14 ページの方に行って、E ぽつとかダブルアクションの話とかいろいろ出てきたり割と細かく書いているところもあってこいつは

	どうすんのかっていうと何か今のところで見つからなかったりとかいろいろあるんですけど、
0:33:58	ある程度特定できれば読もうと思ってんですけど、
0:34:01	うん。ちょっと分量が多い線から見つけきれないところもあってで、特に割と個別設計に関わっちゃうような内容というのがどうしても入ってるので、今回の申請対象じゃないのかなと推察できるときもあるんですけどそのあたりがわかるとこっちも見やすいのでちょっと整理いただけると助かります。
0:34:18	はい、日本石田でございます対応させていただきます。
0:34:22	規制庁田尻です。では続けていかせていただいて、
0:34:26	二つ言いますけど一つ目は、大事なので聞き流していただければ大丈夫なんですけど 13 ページの一番下のところに、誤操作を防止するための設計方針があるので、
0:34:35	原燃として誤操作防止の設計方針をしっかりやって欲しいなっていうのがまず一つの事で、その上でなんですけど、
0:34:42	京王警報の重要な事の色分けっていうのはこれラップとかそういう意味では警報の色分けってのが何かぱっと見はよくわかんなかったんですけど、
0:34:52	警報表示の色分け。
0:34:55	日本原燃石原でございます一つ、警報そ表示の色分け、表面にパネル自体によくあるのは最初にもありますけど形態のところの表示食べるのところの、
0:35:08	何とかつくところ家が分かれている、大丈夫にして、赤だったりオレンジでやっていただくのが分かれたはずなので、そういったことも含めて、理解をしますのでもっとやりたいことがちゃんと伝わるように、7 対記載をちょっと整理をしたいと思います。以上です。
0:35:25	瀬尾タジリです。何となくイメージはできつつなんですけど、警報の色分けっていう言葉になっちゃってるのが少しわかりづらいなという気はしますと。
0:35:34	で、あとここまでちょっとどれとどれがしっかり。
0:35:40	安全機能を有する
0:35:42	何とか
0:35:48	同じっていうのでここで 1 回話が切れて、
0:35:52	人間工学上の話とかやって、で行うとともにでもう 1 回話が切れてとかそういうことですかね。

0:35:59	どこで話すそうですねまずは、運転員の誤操作を防止するために、原則論としてやることをまずちゃんと書いた上で金額に公告時のE C、いろんなものを考えてさらにこういうことをやりますという、
0:36:15	この現状文章を開けていると、いうふうに認識をしています。以上です。
0:36:20	規制庁田尻ですと、識別管理を行って行ってそのあとにまた行くとともにやつがいるんですけど、行い行くとともに2の、
0:36:29	文章ってどこどう繋がってんだっけここ、すみませんちょっと見てなくてこれ、
0:36:34	行い行くとともに、
0:36:41	うーん。
0:36:43	ふうん。
0:36:44	ユニシアでございます。行い行くとともにてけば行い、行って、何々を行う設計とすると要は、
0:36:56	警部と並んでるものを、単純に並べる時に行い行ってもらって気がしてすぐ行くとともにっていう真ん中に書かんで見るものとして、
0:37:06	記載を適正化したということです。以上です。
0:37:10	規制庁田尻です。なんでおっきく三つのからそれぞれ並列でいるだけと思えばいいですかね。
0:37:16	はい、2本目の所でございますはいそこをご理解いただければと思います。それじゃ私ですやりたいことはわかったのでちょっと読んで言葉で規制ができるかもう1回見てみますと、
0:37:26	あと、
0:37:30	右下16ページのところ
0:37:33	第2項のちょっと前のところなんですけど、さらに安全機能を有する施設のイベントはゲートにより分けや、美馬取り付け等何とか何とかせず、施錠管理により誤りを生じにくい管にくいよう留意するとか書いてあんですけど、
0:37:47	今回多分等を消しに行ったりするんですけど、こういう施錠管理とか原電がやろうとしてるやつって、もれなく読めそうで大丈夫ですかね。
0:37:58	はい。人間のイシハラでございます。間もなく読めなきゃ駄目だと思いますのでそこは、全体整理した上で、
0:38:07	施錠管理というとっても長い足日本語でありますけどそこも含めて抜けないように、整理をさせていただきます。
0:38:16	規制庁田尻です凍結ということが重要だとは思ってるんですけどやりすぎて設計方針読めなくなるとそれはそれで全然首縛っちゃう全然縛っち

	<p>やうような気がするのでその点は注意していただいて大分頭とかを書き下していただいたことはいいことだと思ってるんですけど。</p>
0:38:30	<p>やりすぎて失敗しないようにだけ、よろしくお願いします。</p>
0:38:36	<p>根井木曾タジリです。続けてなんですけど、この後やる条文にも関係してくるんですけど結局どうしたかなんですけど右下 26 ページから共用の話書かれてると思うんですけど、</p>
0:38:47	<p>共用の話は、結局個別設備のところそれぞれ、これを共用とかそういうのを書くっていう方針にして、アイデアを有する施設としては、</p>
0:38:56	<p>大まかな方針を 24 ページに謳ってるようなだけうたうってことでよかったですかね。</p>
0:39:01	<p>はい、宮西でございます。おっしゃっていただいた通りで、共通的な全般の方針は安全機能を有する施設で、それぞれの設備側で影響するものについては共用するということと、競合に対する設計上の考慮を個別に書くという整理でございます。</p>
0:39:17	<p>規制庁館です。その際なんですけど、共用するものっていうのはどこまで書くかなんですけど、後で出てくる安全避難通路とかで多分照明を共用するというふうに書いてないような気がして何か緊対とかといって一体としてだから何かいろいろ書いてあったような気がするんですけど。</p>
0:39:33	<p>そこの共用するものをどこまで個別に書くかの整理ってどうなったんですか。</p>
0:39:39	<p>はい。ニューメディアでございます。基本的には許可のときに供すると言った範囲を、今回も共用の範囲として示させていただくということで考えています。</p>
0:39:50	<p>そういう意味で安全避難通路の方の個別の側面を書いた通り、緊対第 1 保管貯水槽等につきましては、建物であったり区域を共用すると位置付けて、</p>
0:40:03	<p>評価上書いておりましたがそこに今の現状としては記載を合わせているということでございます。一般の経営総会については今、設備規則も書いてますけどもその範囲で許可したら書いてないということです。以上です。</p>
0:40:19	<p>規制庁田尻です。今のお話だと、緊対所がその区画を共用するって言った時にそこにあるものまで共用というふうには書かないということのような気はしたんですけど、例えば照明だろうが火災の設備だろうがそこらは、共有されてるかどうかというのは、どこで考えればいいんですかね許可ん時って。</p>

0:40:36	細かな説明までは確かに緊対所が書いてなかったのはそういう認識しているんですけど、それっていうのは当然中のものも付随してっていう話のような気がしていて設工認でそれを書き下した個別の設備の話がどうしても出てきてしまってるような気がするんですけど。
0:40:49	そこっていうのは等をおっきく共用するって言えば中も共用できるっていうふうに考えて書いてるっていうことなんすかね。
0:40:58	はい。日本原燃石田でございます。はい。今の考えとしてはおっしゃっていただいた通り大きくその建物なり、区画を共有するといえは
0:41:09	この条文をまとめた形であって許可の中でも例えば近大の消火設備は共有するといって個別名称で書いてるのもありますただ基本的な考えとしてはそういった区画区域の建物は、
0:41:21	必要な条文であったり、必要な法律上の要求事項を満足したものの自体を私は共用するということで、共有すると言えば必要なものはすべて一括共有したことになるという考えで今整理をさせていただいています。以上です。
0:41:38	規制庁タジリず、頭の整理をまずしたいというだけなんですけど、今のお話にあった中でも緊対の中でも個別にやってるやつで幾つかのやつだけは多分これも共用というふうにしたような気はして、
0:41:48	そこっていうのは炉規法体系という今回の新規制基準対応として個別に設備を設定して、それを共用するようなやつに関しては個別に共用で書くけど、
0:41:58	火災であるとか照明であるとかっていうのは、例えば建物を共用するんだったら建築基準法であるとか障防法でやろうとかがっていう形で、合わせてそれがついてくるだろうっていうやつぐらいは省いているって思えばいいんですかね。
0:42:10	はい、弓削西原でございますはい考え方今おっしゃっていた通りでございます。
0:42:16	成長度です。何となく業況は理解しつつなんですけど、そういうルールってのは、何かどっかで聞きましたっけっていうかそういう何か全体的にこういうふう申請書を書くことにしましたっていうのを、
0:42:28	多分昔スタートした頃なんかいう所作ったりとか何かいろいろやってた気がするんですけどそれって結局共通シリーズのどっかに持ち込むんでしたっけ。
0:42:39	はい。人間のイシハラでございます。

0:42:41	共通シリーズ、キャッチアップできるとすると共通力だと思んですが、基本的なこととしてそこはすいません書ききれてないところがあると思います。
0:42:53	今日出す予定で今準備をしているところにも、確かにそこまでは書いてないですただいままで許可の時もそういう考え方で整理してたということに変わりはないので、そこも盛り込んだ上で全体声楽としてお示しをするということはあるかなと思ってました。以上です。
0:43:11	規制庁田尻です。実用炉のところでは要領書みたいの作っていて、そういうのを多分共通シリーズとして置き換えてという形でやっていて、要は1回目でルールをちゃんと決めてそれを形に残しとかないと、2回以降でまた混乱すると思うんですよね。2回以降で違うルール説明されてそれはそれで納得できちゃって0になった場合1階と二階と三階で、
0:43:31	全部違うとかになってもちょっとそれはそれで問題になってしまうような気がするんで、せっかく共通シリーズか、作って共通に限らず補足もかもしれないですけど後々使うものに関してそれも使えますよっていう前提で作っていったらと思うので、その点に関してはちゃんと引き継げるように内容を精査して精査していただければと思います。
0:43:49	はい。入園者でございます。はい。今おっしゃっていただいた理解をしましたしっかりと対応させていただきます。以上です。
0:43:58	はい。規制庁谷ですよろしくお願ひします。続けて衛藤別紙1-2シリーズ行っていただいて、
0:44:05	こいつに関して言うところまで書くのかっていうゼリーが基本のような気がするんですけど。
0:44:10	ちょっと幾らか気になったところをまず言わせていただいて右下37ページのところで、中段で1ポツ2みたいな話があって、
0:44:19	ここは一番小病院との話なんか二段階に分けて書いてるんですけどこれ何か文章の中身が違うんでしたっけ。
0:44:28	貯蔵容器搬送用のバーってやつと、そのあとのやつ。
0:44:34	はい。二本木の石田でございます今言われたようにですね真ん中にある貯蔵容器搬送料同和から始まって最初の段落のエキスパンジョンジョイントに接続する設計とする。
0:44:44	そのあとにさらにまた、DOWAってところで始まって、
0:44:48	磯村さんより、接続する設計とするって書いてあるところですが
0:44:55	ロード自体を主語にして、燃料加工建屋等再処理を今後出して3ヶ月ほど建屋を分けてそれぞれ書いてますけどもという必要がある。
0:45:05	文章としてはないかなと思ひながらも、

0:45:09	今回燃料加工建屋が出てくるので、それと、いわゆる報道が出たときに、再処理を書くということも含めて全体の書き方を、宇井申請会議においてどうするかっていうところの整理だと思ってました。以上です。
0:45:25	規制庁谷井です分けることに意味があれば別にとめもしないんですけど許可本文のところに書いてあるやつがそれを一つに文章としてまとめたもののような気がしていて、何かあえて二つに分ける意味があるのかがぱっとわからなかったんですけど、これはそれぞれ分けた方が説明はしやすいってことですかね。
0:45:46	はい、二本木西浦でございますはい。ちょっと新生活の関係でこういう記載で二つに分けてますけどもそこも含めて、どちらがいいのか一度このうちの中で検討させていただきます。もともと同自体が出る2回データを私文書出す売りだったと思いますのでそこも含めてちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:46:08	館ですよろしく申し上げます。いえ。
0:46:11	瑣末な話なんですけど、37ページだと一番最後のところで、また脇の文書でまたMOX燃料加工施設協会の富田及び何とか扉はっていうふうなやつなんですけど、これってどこから持ってきた文章でしたっけ何か特に備考欄とかでも触れて谷津さんの7ってやつがどっかにいるんですよきっと。
0:46:33	はい、日本ネシアでございますはい3-7にいますちょっと飛ばした先が書いてないようにもう一度整理をしていきます許可の時にこれが大分審査会合の話をさせていただいて、
0:46:45	老人が開けないって話をしましたんで、
0:46:47	場所をすいません当該も含めてないのはこちらの記載のミスだと思いますので、適切にリンク先がちゃんと飛んできてどこに行けばいいかがわかるように、記載を適正化させていただきます。以上です。
0:47:00	ちょっとあれですよろしく申し上げます特に理由は何か、どこで明確化してたかっていうのがちょっとわかりづらいやつが多々いるので、どこに飛ばしたのかどこから飛んできたのかっていうところがわかりやすくしていただけるとこちらの確認がしやすいかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:47:15	続いてなんですけど、どこまで書くかっていうところをどうありつつなんですけどちょっと細かな話を少し飛ばさせていただきます、
0:47:25	ちなみに今回なんですけど許可の本文とか点数にいろんな設備が書かれていて、本文をまだ書かれてるのは理解一つなんですけど、添付に関しても、

0:47:35	基本的には代替設備として書くっていうのが基本方針ですかね。
0:47:41	はい、日本イシハラでございます
0:47:44	基本計画ということで考えてます
0:47:48	若干の、何ていうんでしょう、再処理の申請書と複数申請書って、本文と添付の書き方のレベルの違いっていうんすかね。
0:47:58	最初にある程度差をつけてますけども草刈さんがなくて同じように、発行したように書いてるパターンが多いっていうのもあって、基本はある程度店舗を変えてもあんまり本部と変わらないっていうところになるので今そういう形で整理をさせていただいてました。以上です。
0:48:13	瀬野館です。例えば 106 ページからは 7 ポツ 11 の実験設備とかがあったりするんですけど
0:48:21	基本的に許可本文で書いたやつは仕方なし店を、
0:48:25	108 ページとわからない。基本的に添付にあったようなやつも一式あげてるんすけどここらはとりあえずすべからくというふうに思っておけばいいですかね。
0:48:34	はい。はい、西原でございます。はいあとは
0:48:40	方向とかも含めた上で全体本部のところまで約束してたかというふうに見た上で、僕かを決めようかなというのがももとの考え方です。
0:48:51	本文記載事項を書ききれてませんので、そこも含めて全体整理をさせていただいたと思ってます。あとは他の設備との関係、記載の定期横並びというのも含めてということでございます。以上です。
0:49:05	長谷です。状況は理解しました。で、先ほどの質問にもちょっとかぶるんですけど例えば 109 ページとか (13) だけ旋風とか、どこから来たかわかんないのとか何かふやしたりふやしたっていうふうにメモを書いていたければいいんですけど、たまに本文添付でなくてどっか飛んできたかもわからないやつがまじってるような気がするのでそういった点に関してはどこか
0:49:25	とかどういう考え方でってのがわかるようにしていただければと思います。
0:49:31	はい。日本原燃志賀でございますはい。失礼いたします。それは確実にやらせていただきます。
0:49:37	清高ですよろしく願いいたします。続いて行かせていただいて、
0:49:46	ちなみにすいません先ほど話少し関連してたんですけど 107 ページとかで今日設計方針を書いているものってのがいると思うんですけど、仕様表との関係でいうと、仕様表をすべて書くかっていうとそうではなくて基本設計方針だけのものもいると思っとけばいいですかね。

0:50:01	はい、日本イシハラでございます特に試験設備については小規模なので、単純にならないものも多くございます。そういう意味では設備として基本的方針とされるだけでもってというのは、
0:50:15	そういうふうになると思ってます。そういう意味では、資料に書かないものでも見えてない設備の設定で言えと言っていました。基本的方針だけ設備として登場してくる。
0:50:26	海のところ見ますということでございます。
0:50:29	先生は絶えず状況理解しました。ちょっと話飛ばささせていただいて右下120ページなんですけど、
0:50:37	これ単にちょっと不勉強で申し訳ないんですけど水素アルゴン混合ガス設備って、燃料加工建屋にも置いてるんですけど。
0:50:44	はい。人間のイシハラでございますこの水素アルゴン混合開発設備っていうのは、こういうそれらの設備等交雑の取扱設備、携行日に話をしていますので、
0:50:56	そういう意味では燃料加工建屋側にも一部入っている部分もあります。
0:51:01	規制庁館ですそれっていうのはエネルギー管理建屋で混合したものをつなげ設備っていうのは、別途混合する設備がいると思えばいいですかね。
0:51:10	日本ギリシャでございますここちょっと言葉遣いが私も最初来たときんて思いましたけど、そうしたガスを取り扱う設備という意味で使っています。混合する設備ではないです。
0:51:22	規制庁谷沢そういう意味なんですね。新しいかどうかはすみません、今日情勢使ってます。
0:51:31	わかりました。そうなんです。いやだから、本文とか、例えば、右下121ページとかで説明してるやつが、これで混合しとかっていうふうに見えたんですけど、もっと広い意味だってことなんですね設備名のC D Oが定年で確認していただければと思うんで、状況は理解しました。
0:51:50	生徒たちです。最後些末な話で右田126ページ
0:51:56	最後にリング設備さん側設備、圧縮供給設備というか立入になっているのでここっていうのは許可の時だと頭がいたんですけど、等の対象がなかったんで並列で書いてって古藤かなと思うんですけどその場合、及びをつけてくださいとかそういう細かい話なんでここは飛ばなかったってことでいいんですよ。
0:52:15	はい。メディアでございます。はい。おっしゃっていただいている生徒等エントリーするような、この人がいなかったということでございます。以上です。

0:52:23	検証タジリすりかえしたのでそういった時には及びとか突合せがたまにあるかなと思ってそういった点よろしくお願いたします。
0:52:32	規制庁谷です。続いて、別紙4に行かせていただいて、追加っていうか、別紙1まで規制庁か他に何かありますでしょうか。
0:52:46	なさそうであればそのまま別紙を行かせていただいて
0:52:53	右下184ページGのところ、
0:52:58	これ、すいませんちょっと衛星の方の健全性説明書を見てくるの忘れてしまったんですけど、炉の方でSA絡みで書いてるやつは基本的に、SAのほうの健全性の説明書に入れ込んでいるとおけばいいですが例えば184%不法侵入の話とかが一応書かれてたりはするんですけど、
0:53:16	はい、日本イシハラでございます。SAに絡むのはSA側に書いてます。ただし不法侵入については
0:53:25	条文で確か、
0:53:27	私の記憶で恐縮です。1000床に対して規則常務カッコ不法侵入とか何とか除くって書いたような気がするので、ここに書いてあったものを、加工施設としては対象にならないから、重大事故でもこの記載はありませんというのが実態でございます。以上です。
0:53:44	規制庁田尻です。今の説明っていうのは不法侵入自体はDPもSAもなくし、施設とか事業所全体としても説明しましてしまってるからほかのところSA部分として改めてうたってないとかそういう話ですかねそれともSA関係ないって言われました。
0:53:59	ギリシャでございます衛生関係なく単純に検討事項として5-1-1-5、加工施設の不法な心、人の不法な侵入の防止の説明書がでちゃんと書いてますよということで整理をさせていただいてます。以上です。
0:54:13	瀬尾館です前回説明されてることで理解いたしました。次が、
0:54:21	ここもどこまでかかるの話ではあるんですけど、例えば215ページとか、その前のページからでもいいんですけど214ページとかで発電機とかその他電気とかだと、
0:54:32	次回以降ですっていう形でやって、215ページにあって計測制御とかになるとちょこっと書いたりなんですけど、これっていうのは、
0:54:40	計測制御も今回対象だからでしたっけ。
0:54:53	はい、日本のイシハラでございます。これ、
0:54:56	まず、今の書いてる基本的な考え方を説明しておきますと条文として抜けてるものがほかに別。
0:55:03	その条文が出てないものが欠けないので、

0:55:06	次回にということで飛ばしてますそれは基本は一般論として書ける範囲で今書いているという状態でございますちょっとそれがいいのかどうかってのがもう一度多分整理が必要だと思うので、
0:55:18	こちらで整理をした上で、記載の適正化するなり、対応させていただきたいと思います。以上です。
0:55:24	規制庁館です。212 ページからここ (1) から (17) までいる形になっていて、
0:55:31	何か今回関係課関係するかなってやつと、遮へいとか、そういう融度とかだったら辛うじてと思うんですけど設備系のやつでも書いてるやつがいてそれが全部建ってるのか、1 部分だけを書いたのかっていうのもちょっとわからないやつがいる中で、
0:55:46	完璧にあと時間とかしてるやつとか今お話あったように整理されるんだと思うんでそこを待とうとは思いますが、何か、ぱっと見、要は今回建屋だったよなんていうときに、これが何だっけっていうところが、わかりづらいところがあるので備考欄にその整理がわかるように書いてあって、それに従うと思うのでよろしく申し上げます。どなたが話されました。
0:56:08	はい、植田でございますはい。おっしゃっていただけるということを理解をしてさらに今回建屋計画、一般的に考えるのはなるべく共通的な研修は、設備であっても加工と、
0:56:21	ということで整理をしますただこれは書いてある試験検査の内容自体は、共通的内容かというとそのちょっと踏み込み過ぎな気もしますし、そこも含めて全体をどこまで今回書くのかと。
0:56:32	を整理した上で、全体見解したいと思います。以上です。
0:56:36	規制庁、佐治です対象の設備で決めていただければというだけ書きましたって言うてもらうのがわかるかなと思うんですけど、何かパッと推察的なやつがあると何だっけと思うだけなのでその辺りは整理いただければいいかなと思ってよろしくお願いたします。
0:56:51	続けていかせていただいて、
0:56:54	ちょっと別紙 4 とかは細かい字にはちょっと進めさしていただくんですけど、
0:57:06	別紙 6 シリーズ行っていただいてたんですけど、
0:57:09	ちょっと前にお聞きして、結局どっちのせいだったかっていうのが記憶定かじゃないんで一応確認なんですけど、293 とか 294 とかいったときに、

0:57:18	これ全体と第1回先生っていうふうに形で書いていて、例えば固体廃棄物の廃棄設備っていうところで最後括弧書きで第1回申請はこれっていうので、
0:57:29	詳細設計の対象となる申請書で示すっていうふうに言って、全体の部分は結局これ、略しときには何も書かないという整理にするのでしたっけ。
0:57:46	はい。二本木の石田でございます。
0:57:49	そこの全体整理、ちょっとどうだったかももう一度確認して、略すと効かないというよりは
0:57:58	前後表舞台を確かに両方に書くという整理をさせていただきました。今回の場合、
0:58:07	そうですね。今回の場合はこれも市野さん部隊におっしゃっていただければ、多分全体の中でこれ内容がないみたいに見える。それとまた誤解を与えそうな気がしますので、そこはもう適切に
0:58:21	いろんな方が、間違いはないですよ、中身が伝わるようにさせていただきたいと思います全体が当然これは、この四角通行文章がどうあるかと思うので、
0:58:31	それが今回の対象としてないっていうのがちゃんとわかるように整理をさせていただければと思います。以上です。
0:58:37	規制庁谷井ですおっしゃっていただいたように全体としてちゃんといゆるんですよっていうところさえわかればいい気がして一応今回全部、第1回字で書いてないので、別に第2回以降でリカバリができるとは当然思ってるんですけど、
0:58:50	だから全体像これですよねそのうちの第1回申請がこれですよって示す時に第全体像の方も、何か、実は全体でなかったんですよって話が後で出てくると何か何見てたっけみたいな感じになりそうな気がするんで。
0:59:01	わかりやすういかどうかだけないような気もするんですけど精査をお願いいたします。
0:59:05	あと、全体の記載の考え方としてなんですけど、基本的に第1回申請で書く書かないに関しては、建屋に絡むものに関しては改定で、
0:59:15	排気設備系は少し広目に関わるという整理をして書いてると思えばいいですかね。
0:59:22	はい。メディアでございますはい県も例えばおっしゃってたように建物に関することを書きますと要は、例えばに収納しますっていうようなことを、

0:59:33	エリアだったり、堰であったり建物全体の躯体としての容積が関係する ようなものっていうのも含めて全体、前広にというか広めに書こうとい うことでした。以上です。
0:59:47	規制庁谷井です。今回明示的に対象が対象じゃなかったのはわか りづらいところが多分IUはいっぱいあるような気がするんですけど使 っても原燃の中での整理がはっきりしていて、
0:59:58	少なくとも技術基準の適用を示さなきゃいけない範囲ですべて書かれて いて、そこに少しでも書いたものが関連する大石企画という形にしてい て、プラスアルファの部分に関しては、元の整理だけしっかりされて いて、
1:00:09	それがちゃんと説明できるようにだけしといていただければと思うんで よろしく願いいたします。
1:00:17	続いて田尻です。
1:00:21	何だっけ。
1:00:22	00 資料に関して規制庁側から他に何かありますか。
1:00:28	なければそのままあいう 03 ついでになんですけど、
1:00:33	江藤さんいう 03 の資料の右下 3 ページのところ、
1:00:39	概要のところ、申し訳ないんですけど、これっていうのは結局、
1:00:43	安全機能を有する施設。
1:00:46	の整理表で、S A の整理表はまた別途どっかに生まれるって話でしたっ け。
1:00:52	はい。二本木西田でございますはい。今おっしゃっていただいたように あいうとS A と分けてと思ってました。以上です。
1:00:59	規制庁谷井です。国家S A の整理表も。あれ、建屋だけだからないんで したっけ。
1:01:05	はい。井野メディアでございます。はい。いいかどうかとか今の考え方 はそういう整理でさせていただきました。以上です。
1:01:13	規制庁田尻です。D B A とS A の条件次第だと思うんですけど、条件設 定が違う場合、なんていいのかっていうのが微妙なラインなような気が していて、
1:01:24	基本的に建屋という形になった時にちょっとこの後も聞こうと思ってん ですけども黒須建屋自体はD B としてはパワーで、経路維持とかの観点 がいて、清の方になると部長時機能D B の社名とか見てんだと思うん ですけど、
1:01:39	瀬谷としては何か違う環境条件を見てるっていうんだとする等、何かこ のセリアだけでいいのかっていう話が生まれるような気がするんで、そ

	れでも且つこれでいけるんですという話であるならばその辺整理して説明いただいといた方がいいかなと思うんでよろしく願いいたします。
1:01:53	はい、日本石川でございます確かに許可の時もDD改正でジャンプアップするのはしないものって整理をして、ほとんどの環境条件はジャンプアップしないで、DBと衛星同じという、
1:02:06	ところもあるんで、それと今回SL出す範囲、全体の方針を変えた上で建物を出して、
1:02:16	これは外部の環境条件に当然耐えかねて勝の中に入っている重大事故と対設備の機能に影響を与えないということを説明しようとした時に必要なものが何かというのをちゃんと考えて、届げないよということ整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:02:34	長田井ですよろしく願いします。DBに戻ってたんですけど、この資料の3ページのところで、今回許可の話を出してる気はするんですけど。
1:02:43	これって今回何で出したんでしたっけ、何か言いましたけど、
1:02:56	去年イシハラです少々お待ちください。
1:03:08	所長代理です待ちながらなんでついでに言っておくと、右下6ページのところ
1:03:13	表が書かれていて備考欄でここで許可の話を書いてるからっていうことな気がするんですけど、事業指定基準規則第15条第2項技術基準規則第15条第1項と関連づけるとか何か、
1:03:24	関連づけるっていうか許可が良いらしいのか何か思うところがある記載にはなっていて、要は許可のこの条文に対応するのはこいつですよっていう整理される自体は止めないんですけど、
1:03:35	何かいまいちどこを説明するためにこいつが来たかっていうところがわかりきらんですけど、何か説明があればお願いします。
1:03:43	はい、西浦でございます。具体的には誤操作に関すること
1:03:52	別紙1でどっかに書いてたような、直接的に
1:04:00	コヤマないとかの事業許可基準規則で誤操作の防止みたいに言っていて、今回特にその部分というのが、
1:04:07	小貫再プラス遮へいに関する事項を付け加えていると記載を展開しているというところもあります。そういったところも含めて、事業許可基準規則との関係を、
1:04:19	に紐付けておくということで先ほどの記載及び手つないであったということでもございました。以上です。

1:04:28	規制と同じです。誤操作防止の花CO、技術基準とかで安全機能を有する施設課の元説明書とかで説明してそこと銀行っちゅう話とか許可基準でいうところも含めたやつをここで読み込んでるんですよって話だったら、
1:04:43	そう言ってもらった方が何か、
1:04:46	要は何か技術基準の段階になって健全性説明書について許可基準との整合性見てますみたいな化等の若干整理になっているように見えるだけだと思ってるんですけど。
1:04:56	結果的に言うと許可の要求も技術基準の要件をその許可で要求してた設計方針のやつを詳細化した要求しか、技術基準にはないものだと思ってるので評価の話の続きですけど、
1:05:06	ていう話だとは思うので、
1:05:10	何か、
1:05:11	少なくとも頭にそこまで書かんでもいいんじゃないかなって気がするのだからあの後のところで、参考のこの6ページみたいに備考欄で参考チェックにいうんだったら言葉遣いで直してもらえればまだわかるんですけど。
1:05:21	の頭のところで、許可基準の技術基準についての対応を示しますって言われると、
1:05:27	若干位置付けがわかりづらくなるような気がするんですけどそのあたりってどのような考えがありますかね。
1:05:33	はい。弓削西田でございます。集中の中での技術基準規則との関係、許可整合というものを整理をさせていただいてますので、今ほどありました3ページのところはまずちゃんと技術基準規則の関係も出るということで対応させていただきたいと思います。
1:05:49	事業許可基準規則との関係については、確かにおっしゃる通り1段下げた上で、3ページというのはそれ以降のところで、なお書き程度で、こういったところも含めて整理をしますよということがわかるように記載は適正化させていただきたいと思います。以上です。
1:06:04	センター加地ですよろしく申し上げます。
1:06:07	あとは細かなCだけなんですけど、右下17ページのところで、
1:06:15	燃料加工建屋っていうのは、その区画の中に安全上重要な区画があるから安全上重要な施設に区分スルーでよかったでしたっけ。
1:06:26	はい、井口でございますはい区画があるというか安全上重要な施設の間接支持構造物であり安全上重要施設を収容する建屋として、

1:06:36	安全上重要な施設に区分したという世界、整理かなと思ってました。以上です。
1:06:42	大谷さんそっちで何か夜行停止とかのところの壁の話の味を言ってるのか側の話を言ってるのかちょっと悩んだんですけどだからどっちにせよ安重だからここに書いてるっていうので環境条件に関しても、
1:06:54	ここに書いてるのって
1:06:56	例えば右下 15 ページから 15 ページとかのところで温度とかのところの環境温度がこれ設計値これって書いてあるんですけど、これ設計士に関しては単にばい菌を置いてるだけで、
1:07:07	例えば参考と上とかの書きぶりで設計値のところで、勧誘 0 に温度による評価上評価手法機器雰囲気温度の許容値って書いてるんですけど、これ許容値っていうよりは、単に温度条件を置いてるだけとかっていう認識なんですけど、この許容値っていうのはどういう意味でしたっけ。
1:07:27	少々お待ちください。
1:08:12	規制庁丹治です。なんか、外径久我施設についても I P 4 のところでやってるのは露頭も一緒だと思うけど多分これ許容値って言葉がそうだったかなっていうのが気になっただけなので整理していただいて次の機会に、設計変えただけでも構わないです。
1:08:28	はい、宮西でございます大変申し訳ございません。ちょっと言葉遣いも含めておっしゃっていただいている通り 30 分などはあくまで幸運としての考慮する会計等他会計だけです。これが許容値との関係でどうなのかっていうのを含めて、この言葉遣い、ちょっと整理をして、適切か、適正化させていただきたいと思います。以上です。
1:08:48	長大ですよろしく申し上げますと U C S について規制庁側から何かありますでしょうか。
1:08:55	なければ現在の方から振り返りを申し上げます。
1:09:03	はい。日本原燃の安保でございます。
1:09:06	まず添付書類の構成について D B と S A を比較して十時 01 こちらの方で計算を整理していきたいと思います。
1:09:19	あと
1:09:22	と
1:09:23	全体的にその記載についてですね今回の話の話なのか、本当に体制はなしのかというところがわからないと。
1:09:32	いう言ったコメントが何点かあったかと思います。こちらにつきましてはそちらの方、井戸がわかるように秋谷の方をしっかりとしていきたいと思います。

1:09:43	あとU0002こちらの資料をですね
1:09:49	記載を引っ張ってきたところがどっかっていう紐づけのところがちょっとわかりづらいには書いてないというところが何点かございますので、そちらの方も、
1:09:57	精査の方をして参ります。
1:10:02	とあと、U02の方ですねはい。こちらについて、
1:10:09	前段のところ、
1:10:12	技術基準規則、
1:10:16	との関係というのはしっかりと別途上で許可の方については
1:10:22	刀禰花上といいますか
1:10:26	補足ですかね。はい。
1:10:27	という形で書き分けるというところでは考えております。あとは全体的に、
1:10:33	言葉の使い方ですか記者の方も精査をしていきます。以上です。
1:10:40	規制庁谷井です。一番最初、経理部の口頭伝達が一番重要なというふうに思いますのでまずそこをやっていただきつつ他の部分に関しては、比較しやすい形にさせていただいて精査いただいてってところがメインかなと思うのでよろしく願いいたします。
1:10:54	次にいければと思うのですが次いって何を呈しましたっけ。
1:11:00	はい、日本イシハラでございます。フォーミングでございます次の意見も、すいませんほとんど説明することはないので、はい。何かございましたかという感じでございまして、規制庁帯磁率特に作る場所もあんまないんですけど一応確認だけなんですけど、
1:11:16	スキームROVが好きいう風にかぶるんで、ちょっと発言駄目だとか言っていただけと思うんですけど、23ページのところで、備考欄書いてあってサポート位置で記載してるって話Cが書かれていて、
1:11:29	これ。
1:11:30	何か、要は論理会社でここに書かなかった理由として書かれてると思うんですけど、そのデータの関心の話とかも、理屈は一緒な気がするんですけど。要はどこまでこれ具体的に書くかっていうところで原点としては開始分まで具体を書けばいいというふうに整理をしたとか思っとけばいいですかね。
1:11:48	はい、ニューシアでございますちょっと関心持ち込みを考え、基準としているというか、設計方針として何を書くかっていうのを整理した上で、比較をした上で3.1の中で書いてる内容で十分。
1:12:02	設計方針としては整理できているということで、

1:12:07	今の記載にさせていただいてるということでございます。以上です。
1:12:11	タジリです返しましたこいつに関しては、あまり詳細をどんどん設工認でというよりは次スピードでてるところも多いかと思うので、とりあえず状況が変わりましたんで、
1:12:22	一応頭の整理だけ最後なんですけど同時に5人に関しては第1回申請ですべての開示分を一応やってる形にしていて、
1:12:33	今回31ページずつ変更前後が書いてあって、変更したところどこかっていうふうに言うと、一応情報システム関連の話を記載としては充実化したけど、対象となるものは全体として一応示しながらっていう状況が許可のときとあまり整理は変わらずというふうに思っておけばいいですかね。
1:12:49	はい。人間石田でございます。おっしゃっていただいたように今回の申請開示で全部出すということと、変更前分のところではシステム関係のところ、明確化した部分というのは追加ですけど全体的には、基金から特に変わったところはないというふうに整理をさせていただきます。以上です。
1:13:06	成長大変心配しました。詳細部分Pとしてやることはしっかりやっていただいといるところだけ対応いただければと思うんで、次いっていただければとすいません規制庁側に不法侵入で何か聞きたい事がある方いられますか。
1:13:21	なければ特に振り替える話でもなさそうな気がするんで次引いていただければと思います。
1:13:28	はい、入社でございますそれでは続きまして綴じ込み関係でございます閉じ込め全部向けるにレビジョン9ということで6月10日に出した資料になります。
1:13:37	とじ込みにつきましても前回のヒアリング踏まえて整理をしたということと、他の部分でのやりとりを踏まえて、技術基準規則記載をこの木崎星のこだわりが取れるようにという記載位置の変更と、
1:13:52	いうことを全般的にさせていただいたということでございます。飛ぶ壁も確かに岡本大内でプラスチックをしているというのは、どちらかと修正点としては吹き出しのところの変更が多いということでございます。
1:14:08	はい。
1:14:10	院長特番そういったところで、全般的な修正をさせていただきました。ちょっと別紙業務Aシリーズが、筆者54ページから始まります。

1:14:21	神木のところ、5ページの整理は特段変わっておりませんで、整理として、
1:14:30	記載の見直しをしたのは右下62ページが、汚染防止の措置のところ、前回コシダカとかいろんな塗装面の記載が、エコ、
1:14:41	高岸がされましたけど中途半端に入ってしまったので全体の記載としてデータところ塗装範囲とするのかという全体的な共通事項は3点、13条3の一番頭のところに記載を整理をして、
1:14:54	見解をさしていただきました。
1:14:57	それに伴いまして63ページ以降の表、そういった今の全般事項で書いた売り上げのところという名称も含めて整理をして記載を合わせるといってございませう。
1:15:11	また東田辺三瓶高野それぞれのところも、今、全般的な整理の中でも、湯川星カヌー天井といったところですので眠り掛けをしている範囲は、
1:15:24	区別できるようにいって整理をさしていただきました。はい。収録について私1の修正に合わせて修正をしたという東京だけでございませう。取り組みに関する決議は以上になります。
1:15:40	規制庁田尻です。それでは幾つか確認をしていければと思います。まず右下6ページからで、ちょっとせめて閉じ込め条文に関して前回ヒアリングで何を伝えたかわかんないんで前回とか私どもしてしまったら申し訳ないんですけど、
1:15:53	まず右下6ページのところで左側に箱を使って上から二つ目のところで、頭のままとするっていう形で書いていて、
1:16:02	説明書にて示すことからっていう形で書かれてるんですけど、説明書でも特に頭のままとするって感じがするんですけど、ここっていうのはどこで示してるって話をしてんでしたっけ。
1:16:24	吉田です。少々お待ちください。すいません。
1:16:28	はい趣旨は右下56ページのところで、基本方針が書かれていて2ポツ1の(ア)のさ、(1)の3行目ぐらいからここでも等が書かれていて、
1:16:38	そのあとの文章を読んでいけばわかるって言いたいのか、どこで言うって政治家がちょっとすいませんぱっと見わからなかったのを確認したいというだけです。
1:16:47	はい。海野石田でございませう。
1:16:51	具体的な作業をおっしゃっていただいたのは、基本方針のところ、約、基本設計方針を受けて書いた上で今、すいません、部会にご期待くださいという若干言いたくなるころは3ポツ以降の詳細設計方針が次回になってます。

1:17:08	設備ごとにここで展開した時にその頭が崩れていく可能性は十分あり得るかなと思います。ちょっとそこは、
1:17:15	添付書に等々仕事と分けるといったところが一体どこで分かれるのかっていうのは、確かに1回分しか今書いてないところで動くかでわかります。ここにありますがっていう将来のことをどうやって示すかっていうちょっと工夫を含めて、
1:17:31	整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:17:34	規制庁梶ですあと時間の話だっというんだったら右下6ページのところの解説のところ括弧あと時間きたよというところで別にあと時間で添付記載予定で別に構わないんですけど、
1:17:44	何か添付にありますと言って全部に見に行っても同じ記載だったりルートなんか若干混乱するのでその点はよろしくお願いします。
1:17:54	規制庁館です次右下8ページ行っていただいて、
1:18:00	まず大枠の話として技術基準規則等、基本設計方針を横に並べてるんですけど結局これは横にはあって長くて、どっかにいます系の話でしたっけで、番号か何かで追っかければいいと思えばいいんですけど。
1:18:15	はい。いうエリアでございます。
1:18:18	横に並んでいてくれないと困るんですけどはい。丸番号で、技術基準規則に書いてある不安とか、②番、⑥番って書いてるところと、
1:18:29	i P h o n e 番号で基本設計方針の横について番号とがリンク取れてるということです。なので例えば幾つかになったってところは確かにおっしゃった通り全部が全部横に並ばない可能性があるんで、
1:18:42	そこら辺をちょっと見やすいように工夫をさせていただいていきたいと思います特に9ページのところに4597って並んでますけど、これは本当に正しいのかも含めてちょっとこちらでもう一度整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:18:55	規制庁田尻です今おっしゃっていただいたように例えば、漢数字の4、秋規則の漢数字の4とか7だったら複数あって、1ヶ所は難しかったかなって気がするんですけど。
1:19:07	5と6は一つだよとか何か思うところがあって何か横には何も無いっていうのも何か違和感あるので、せっかく並べるんだったら比較できるようにした方がいいんじゃないかなという気はします程度のコメントさせていただきます。
1:19:20	あとその際なんですけど、
1:19:22	富山8ページのところで、今漢数字の1と基本設計方針のカッコCが対応するような形だと思うんですけど、基本的には別に技術基準規則の文言

	と1も一緒というよりは、そこを表す設計方針であれば、許可の基本設計方針を踏まえながら記載するかというふうに思っておけばいいですかね。
1:19:41	はい。日本原燃者でございますはい。おっしゃっていただいている技術基準規則を見ながらそれに結局するように、まずは許可本文添付書類に記載を
1:19:51	まずはベースに文章を考えるとということで今やっていますので、全く同じ分後に技術基準となるということではありませんというのが今やり方でございます。以上です。
1:20:01	規制庁館です。なんでこの場合でいうと技術基準規則の話が書いてあって要は放射性物質を含まない言うた飯尾三木湯川の方に行かないようにっていうふうに規則は書いてるところではあるけど、
1:20:11	そこも包絡した感じで括弧Cのところ逆流防止して拡散しないよ、余計なところに広がっていかないという設計方針を謳えば読め
1:20:21	はい。日本原燃石田でございますはい。おっしゃっている通りでございます。はい。
1:20:26	支店長代理理解しましたで、そのちょっと下いってカッコdなんですけど、放射性物質を含む液体を取り扱うグローブボックスはという主語で今書かれているところなんですけど。
1:20:36	ここはグローブボックスに限定をかけていいかなんですけど⑦番⑧番が書かれていて⑦⑧に関しては12ページの13ページですというふうに言って12ページ13ページの方に行くと、
1:20:47	12ページの方、低レベル廃液の処理設備の話が書いてあってここグローブボックスとかって書いてないんですけど基本グローブボックスのはなCなんですかね右下10とその中右下17ページの12ページ目です。
1:21:06	はい。ユニシアでございます。おっしゃっていただいているのは、グローブボックス以外のその取り扱う部分があるんじゃないかということも含めて設計方針として足りてる数することかと思います。
1:21:19	基本的にちょっともう1回整理はしますけどグローブボックスという所で、愛称は限定しても問題ないということで記載をした時にはそういう整理をさせていただきましたが、
1:21:31	それ以外のポートボックスであったりというのも含めてグローブボックス同等の扱いをする部分が対象になるのであれば当然それで見ないようにしないといけないところもありますので、ちょっとそこを今一度整理をさせていただきます

1:21:44	管理部制としてはグローボックスで、全体でカバーできるということ という記載にさせていただいたという記憶でございます。
1:21:52	規制帯磁率考え方は理解しました単に右下 17 ページのテレビ早く処 理設備ってところでブロックの文言が出てこなくてデリートついて くるのが先ほどおっしゃったようにオープンポートボックスの話と書か れていて、
1:22:04	今日手法が限定され過ぎてないかっていうところが気になっただけなの でこれでも十分読めるんですっていうふうな話であればそれで別に構わ ないと思うんで、大変抜け漏れがあってこんなところで何か変ですとか かっていうふうに出てくるのも、ちょっと手間なので、精査だけしてい ただければと思います。
1:22:26	で、サトウタジリです。次がですね
1:22:33	この前お聞きして、どういう整理だったかなんですけど、
1:22:36	右下例えばでいうと右下 8 ページのところ、
1:22:41	江藤大下カラー 3 パラ目ぐらいのところでお負圧順序による核燃料物 質の漏えい拡大防止に係る設計方針については、換気設備に示すとい う形でやったとき、
1:22:50	設計方針自体はある程度ここでうたわれてるような気もするんですけ どその前段部分で負圧順序の話とかもある程度やってる気がするん ですけど。
1:22:58	飛ばしてるのは、設計方針って言うで、今日設計方針は設計方針で構 わないんですけど、
1:23:05	要は個別設備の設計の話飛ばしてるのか、それとも漏えい拡大防止に 係る設計方針を飛ばしてるのかとかがちょっとわかりづらいところ あって、
1:23:15	関係設備の方っていうのは、何まで書くんでしたっけ換気設備にお ける設計方針が書かれてるんじゃないんで、ここである漏えい拡大 防止とかのその一般則っぽい設計方針も飛ばしてるんでしたっけ。
1:23:27	はい。人間の石田でございます。すみませんここは確かに第 2 回以 降なので今回出てこないところで、恐縮でございます換気設備を ですね不安と全土として確かにこういうふう書いてあると。
1:23:39	ドウトウブ記載に加えて確かどういう部分で立ち上げるかどうか も含めてこの風圧状況に関する必要な設計方針を書いているとい う記憶でございますので、
1:23:52	ここの負圧全部に関して設計として勧告すべき事項というのを副 左に換気設備側が拾っていると、なので、

1:24:02	そこの部分については換気設備を示しますと言って弾を預ける形でここは整理をさせていただきました。以上です。
1:24:10	規制庁谷です。頭を整理したいんですけど、ここは閉じ込めの条文になっていて閉じ込めに係る設計方針はここにすべからくそのあと大まかな方針はここうに大体すべからくいて欲しい気はするんですけど。
1:24:22	例えば今のなお書きのところもなお負圧順序による核燃料物質の漏えい拡大防止に係る換気設備の設計方針についてはというような換気設備の表示飛ばしたねと思うんですけど、
1:24:33	今のお話だと、換気設備とかの条文の方が広くなるんですけど条文要求的に言うと、閉じ込めに係るものでいうと当然こっちの方が広いというふうな気がするんですけどそのあたりって整備大丈夫ですか。
1:24:45	はい、上西でございます。広い狭いをどうするかっていうのありますけど、取り込むとして要求するものが一番広く、全般的に拾っているのはおっしゃる通り閉じ込めの条文です。
1:24:57	閉じ込め機能の中で、それぞれ書いている設計方針を、具体の設備として人的に展開して、具現化しないといけない設計方針は各設備で見解をします。
1:25:09	それで、言葉としてはさっき五藤さんがおっしゃっていただいた通り暗記設備に係る設計方針については換気設備を示しますというのが一番正しい表現の仕方かなと思います。以上です。
1:25:22	規制庁樽井です。多分今最後に言っていただいたように例えば8ページも上から七、八行目のところの動きのところだと、核燃料物質を取り扱う設備のうち、北へ物を取り扱う設備の逆流防止に係る設計方針については、換気設備飛ばしますっていう、
1:25:36	設備の話部分は飛ばしますねっていう形になってるので多分そこまで予感がなくて、なんであえて一番8ページの下のところ、設計方針だけのところを飛ばしてるような雰囲気になってるやつを一応してきたつもりなので、
1:25:50	考え方に統一されていれば最後大丈夫だと思ってるんですけど今まちまちような気がするんで、何を飛ばしてるのかというところだけ整理いただけるようよろしくお願いいたします。
1:26:01	はい。入園者でございます。今一番の考え方は、今お話を私もさしていただいた通りの考え方で統一してありますので、そこと沿ってないところは全部適切に修正をすることで対応させていただきたいと思います。

1:26:16	規制庁谷ですよろしくお願いたします。次右下 9 ページ行っていただいてなんですけど、
1:26:22	前に聞いていて記載が変わったのはわかるんですけど業績表示の一番下のところに堰等の話があって等の解説のところでは燃料加工建屋の構造として、各々の使用者 C F O で宇野の仕様を示すためっていうので、
1:26:37	前回話をしたときは、もうちょっと違う記載になっていて炉の方では最大の漏洩量をもってしてもとかって基本設計方針に書いてるやつってどう受けるのって話をしたりしたと思うんですけど。
1:26:47	結局ここで 1、言いたいのは、仕様表に堰とかの高さが書かれていて、そこってというのが最大量でも大丈夫かっていうのは、その漏えい量の方も何かで担保してるからそこで、
1:27:00	仕様表の方とかだけ見ればわかるんですけどって言いたいんですかね。
1:27:07	はい。日本原燃志田でございます。使用共同責任の制度なりを担保するんであればその選定が正しいということの説明も当然されると思った上で、
1:27:18	そのまま入れるなり、堰の高さなりが、
1:27:21	憂いをちゃんと拡大を防止できるんだという説明の中でウオフ含めた上で全体としては、そこで担保できるということで、この吹き出しの記載をさしていただいたということでございました。以上です。
1:27:34	成長タジリです最後記載はもうどちらでもっていうところはあるんですけど、どのように最大ノルウェーをもってしてもっていうのは書きづらかったというふうに思っているんですかね。
1:27:47	はい。乳井西尾でございます。特段書き換えかけなかったというわけではないはずなので、
1:27:55	どこまで書くかということだと思ってます実態としては当然、外増資をしなきゃいけないのは、最大のルールを考えたとしても拡大を防止できるというのが、
1:28:05	次に求める要件とかだと思ってますのでそこも含めて、事実関係を確認した上で、書けばいいんじゃないと思うので適切に対応したいと思います。以上です。
1:28:16	規制庁田尻ですおっしゃる通りかけない理由がないような気がしていて、前までは確かこの頭のところで、最大の漏えいでも大丈夫なようなことが書かれていて、それだったら書きゃいいのっていうコメントをしたら、

1:28:28	何か紙を違法で各々示すんですっていうふうになんか微妙に何か回答とすれ違うような回答が来たので、あれ実際厳しかったのかなっていうのが今、よくわからない状況になっているので、
1:28:38	書けるものを変えちゃえばいいのになんか気がしているのが今の状況です何か仕様表で示しますのもじゃ何示せないよって話しちい聞くのも手間かかるだけのような気がするその点も考慮して、
1:28:49	必要事項を書いていただければと思います。
1:28:55	で、選挙立ち会い鉄次なんですけど、
1:29:00	右下 12 ページで、これがどこにぶら下がってるかだけの話なんですけど、下から六、七行目のところでまたグローブボックス内の気圧が設定値以上になった場合は警報を発報するとともに磯ガスの供給を停止する設計するっていうのは、
1:29:14	これ、どこに本文だっけぶら下がるんだったっけ。
1:29:18	許可のときからどこだったかっていうのちょっと曖昧な気はするんですけどこいつ。
1:29:35	梅野イシハラです少々お待ちください。
1:30:13	規制庁タジリです。ついでなんで表示変更で申し訳ないけど、右下 22 ページで放射性物質の移動に対する考慮のところの設計方針とかで、例えば b ポツでウラン粉末を容器に収納しどうするか直接配管を移動する設計とするとか、ここは自明だからとかですかね、何か要は、
1:30:29	どこにぶら下がってるか閉じ込めって概念が広すぎて、
1:30:33	対比、
1:30:35	一番最初のところで、適切な区域に閉じ込める設計とするようにぶら下がってルートかのような気もするんですけど。
1:30:41	もうちょっと具体的に落とし込んだやつがいたかどうかっていうので今の 12 ページも聞いているので、わかればお願いします。
1:30:47	はい。
1:30:48	はい、二瓶柴でございます。ちょっと全体としてすいません技術確認関係としては例えば、移動は搬送設備が将来出てきた時に搬送設備を受けるものがあったり、
1:31:00	取り込みとしては全体を受けた上で、個別設備の影響として、養分があってそちらにおけるが受けるという形だったと思ってますけどちょっと事実確認した上で、それぞれ、
1:31:12	整理をしていきたいと思います先ほどの方も逆に言うと、

1:31:16	上期設備で受け取るか、もしくは警報で受けるかどちらかのパターンがあると思うのでちょっと事実確認した上でちょっと答えられるように整理をしていきたいと思います。以上です。
1:31:27	規制庁谷井です。単純に飛ばしてるんだったらそれは全然OKだと僕は思ってるんですけど、単に小谷矢野にとって書いてダイヤの2は、添付書類で示すのでみたいな形のやつが書かれていて、
1:31:38	書くんだっけなっていうところも込みでよくわかんなかったっていうのが実態なので、単純に飛ばせるっていうんだったらマークた上部に飛ばしてますっていうので南條ですって言うてもらえれば理解できると思うんで、よろしくお願いします。
1:31:54	支店長谷です。別紙1シリーズは自分からは以上ですが別紙1について規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:32:02	規制庁岡です。
1:32:05	千本志賀バーの話で、参考に16ページ目のところ、
1:32:14	今回、最後の行で通ってきて樹脂系塗料等の材料を取ってきたっていうこの整理は、やはり
1:32:27	黄砂、汚染防止のための対応として整理した上で、結局樹脂系塗料のみで整理できたっていうそういう位置付けですよ。
1:32:38	はい。日本原電車でございます。おっしゃっていただいている通り
1:32:43	デイ・シイの押田グループ長殿の整理も含めて、使う並べてそれが粒子径取るということで、説明し切れるということを確認してレポートさせていただきましたということでございます。以上です。
1:32:58	はい。規制庁からです。やっぱりここで、結構リスク、
1:33:05	小金野。
1:33:06	実勢塗料じゃない塗料で剥がれ安ければいいという話なので、樹脂系塗料じゃないと量が出てくんじゃないかなっていうことで、付けてるっていう整理もあったかと思うんですが、
1:33:19	例えば、労働の紙を次回申請の 때가後、その後ですね、このためだけに、やはり変更認可申請があるとかそういうのがやっぱ、
1:33:32	あんまりよくないんじゃないかなと思うんですが、その辺の考えは大丈夫でしょうか。
1:33:39	はい。人間者でございます。ご心配いただいているところも含めて、整理をもう一度確認させていただくプログラムを含めて、今回の申請に関しては少なくとも樹脂系塗料ということで、すべてクリアできると。
1:33:53	いうことも確認してますので、今回の申請においては特段運用として問題が生じるとは思っていません。例えばおっしゃっていただいたように

	確かに本文等で自主系塗料に灯がなく樹脂系塗料以外でも使ったら変更申請があって、
1:34:09	議論になりますかね。
1:34:10	もないって言うんですけどない。そうすると違う部分を使ったら変更申請だっていう恐れがあるのであれば、そこも含めてちょっと中で検討して、適切に処置をしたいと思います。以上です。
1:34:25	社長から、今後、
1:34:27	ここは本文事項で、かつ明記になったので、進出申請対象になりますので、樹脂系塗料以外のものを使ったら、やっぱり
1:34:38	規制上は、認可申請の対象になると考えておりますので、
1:34:43	そこはご検討いただければと。
1:34:47	はい、日本レジャーでございますありがとうございますはい今おっしゃっていただいたことも含めて、社内で検討した上で、必要なもの修正があれば、修正させていただきたいと思います。
1:35:01	以上です。
1:35:03	規制庁岡です私からは以上です。
1:35:06	佐治です。今話にあったやつで、結局等のメーカーというのは可能な限り当然していただいた方がいいんですけど、途中僕の質問の中でも言いましたけど、
1:35:16	削り過ぎて、さっき法人読めなくなると、あとでつまづくことがあると思っています、
1:35:22	単に例示が幾つか並べられただけですっていうところだったら私もここ対策とかそっち系に関わるものだと、要は例えば工事をするときどこに基づいてやるかと基本設計方針に基づいて基本設計方針で工事しますっていう話だったん検査とかしますって話だった場合、
1:35:38	書いてないじゃないかよってという話で、揉めるのは検査時の方と揉める可能性があって、
1:35:43	僕ら等、いいと思ったんですっていう話を審査の場で思ったんですって話しても、検査の場合行った時に書いてないって言ったら、何かそこを主張し続けられて、
1:35:53	変にっていう話になってもかなっていう気はするので、あまりやりすぎない程度には
1:36:00	挙タカハシ、許可のタイミングでは、類推できるぐらいの例示が書いてあって、考え方と類推できる例示が書いてあってそれは電話と残り添付ですって言うてもらえばいい話っていうのでやってきてると思っています、

1:36:13	他のところでも別に許可で本文レベルでは添付等残しますと言っていると ころは多々あったりすると思うんで、そこも踏まえた上で適宜対応いた だければと思います。
1:36:24	はい、弓削西原でございますはい。溢水でもあった等をどうするかって いうのはおっしゃっている通りだと思いますのではい。
1:36:32	整理をした上で、書き方をまず全体通して整理をしてお願いしたいと思 います。以上です。
1:36:41	はい。生協田尻です。
1:36:43	C値まだ掘カーにはなさそうなので次行かせていただいて、
1:36:48	別紙2以降で、別紙4に関して言うと閉じ込め、
1:36:53	条文の方っていう意味でいうと基本、基本設計方針を写した形のところ がある気がしていて、
1:36:59	多分あと次回の部分でどんどんやっていきますよという話な気がするの でちょっとすみませんここの部分自体あんまないんですけどさっきすい ません残り部分という意味で別紙緑泥頭の整理とちょっと確認をさせて いただきたいんですけど。
1:37:13	右下92ページで、
1:37:16	変更前後が書かれていて、変更後がありますよっていう話が今あって、
1:37:21	ここで言ってる変更後に書いてあるやつっていうのは、閉じ込めの絡み ではあるんですけど結局内部発生飛散物に飛ばしていて、
1:37:31	ここの内容っていうのは、閉じ込めとしての設計方針変更ですかねそれ とも内部発生飛散物っていうのを追加したことに伴ってここにも書いて るだけと思っとけばいいですかね。
1:37:43	はい。宮城の石田でございます。ここは、もともとの発端からいきます と、設計基準事項の設定の時の条件として今回新たにこういう設計を具 現化した時ですかね。
1:37:57	もともとやっていた大分ことを具現化させていただきました。などで、
1:38:02	それを発生させないための設計としては内部発生飛散物と申しますが、 基本理念としては、他のグローブボックスの閉じ込めパネルの損傷とか がないようにといったボックスを取り込みに対する設計な、設計上とい うか設備の配置上の考慮と、
1:38:19	これ同額自体のベースとしては取り込みで、ただそれを具体的な設計 に展開する場合はその閉じ込め及ぶ可能性のある内容発生飛散物側で設 計方針を展開するという2段階構えで整理をしていました。以上です。
1:38:36	規制庁大谷です。衛藤いや単に審査対象条文とするかどうかっていうだ けではあるんですけど、この閉じ込めに関して言うと、従来からそうだ

	ったけど、設計基準事故であるとか内部発生飛散物であるとかも許可の流れから出てきていて、
1:38:50	そのところに関するものもとじ込みに絡むものとして記載することにしてただそこへ、設計というのはどういうものかって言ったら内部発生飛散物に書いた設計方針に基づくものですよっていうのを一応最後になお書きで書いているところですかね。
1:39:04	はい、日本の石田でございます今おっしゃっていただいた通りですあくまで綴じ込み側、今までやってたことを具現化したというだけです。設計がない分は生産物側でということで整理をさせていただきました。以上です。
1:39:18	規制庁館ですなんて許可で明確に書くようになったものに関して、
1:39:22	とかそういうものが
1:39:23	含めて施行にも書くような形になったので一応変更前後として変更後にあらわれる形になりましたぐらいに持ってけばいいですかね。
1:39:31	はい、与儀西田でございます綴じ込みとしてはそういう位置付けだと思ってます。以上です。
1:39:36	規制庁タジリです単に許可の時は、自己評価の条文がいたんでわかりやすかったんですけど、設工認の自己評価の城さんがいなくなって今どこについてるのかなっていうのがわかりづらかっただけで状況だけは理解いたしました。
1:39:49	衛藤規制庁側から他に、別紙2以降で、何かあればお願いします。
1:39:55	はい。規制庁岡です。あと1000防止関係で今回追加され、再整理されたところ関係で、62ページ目の、
1:40:04	別紙4を、
1:40:05	記載なんですけど、ちょっと幾つか確認したくてですねまず、
1:40:10	3.13の、2段落目の一行目の最後のところからある人が報告をするときに方が当たらない高さ程度っていうところが、
1:40:21	ちょっとテンプレの方からも引っ張ってきたものだと思うんですが、これってどういう意味なんでしょうか。
1:40:34	はい、峰志田でございます。この部会とすると何かすれ違い相談であれですけど、
1:40:39	一応、もともとは約1600mmという、
1:40:44	朝自体はルールを高坂それに壁として、一つの範囲の境界として定めましょうということで、

1:40:54	こうしろと言いながら型っていうのが非常にわかりづらいういう気が します売り上げとしての範囲として、一部のΦを欲しい物及びその範囲 に対しての高さの設定の話としては、
1:41:08	人ができる方々ない程度の高さのところ、一つの目安で協会ですよと いうことで書いているということでございます例えばちょっと今答えな がらもう楽しそうにまともに答えられるような気がするので懸念点があ ればちょっと言っていたいただければ幸いです。
1:41:24	はい。規制庁岡です。こういう整理って大体いいんですけど、
1:41:30	私の理解では、表面汚染等が発生した、発生とかする可能性がある部屋 で、もし表面汚染が発生した場合は、片野高様では、
1:41:43	歩いたりして触れる恐れがあるので、片野高さ程度までは塗装するって いうような、
1:41:49	整理をしてるんじゃないかなと思っていたんですが、そういう観点の整 理ではないということなんでしょうか。
1:42:01	上村でございます。管理区域の塗装に関して汚染防止の措置により汚染 の拡大防止の措置になりますので、
1:42:10	一つの区切りにしてればおっしゃっていただいている通り人が野瀬になっ た時にそれを広げると、
1:42:15	そういう観点での市
1:42:18	ある種の一つの目安としても、高さということで設定していると思っ てます。以上です。
1:42:24	はい。規制庁岡です。そういう観点で設定された。
1:42:28	に当たって、
1:42:30	肩が当たらない高さっていうよりは、方程度の高さとか、そういうこと なのかと思ったんですが、
1:42:37	その辺いかがですか。
1:42:43	はい、梅田でございますちょっとうちの許可の添付をもとに記載を展開 しましたが、またうちの社内のですね再処理も含めた四肢、
1:42:55	勝手な汚染防止とかの規則、規則とかルールですねそういったものも含 めて
1:43:01	正しい正しいというかもわかりやすい日本語になるように、そこでの横 並びも含めて今一度、整理をさせていただければと思います。以上で す。
1:43:10	はい。規制庁甲斐ですよろしく申し上げます。あと、ちょっと (1) (2) (3) と引き続きあるところも、これ結構前から何回かコメントし て、

1:43:20	少しずつ物変わってきてはいるんですが、それぞれ例の結果の整理だけじゃなくてやっぱり、それが何例なのかっていう部分を、
1:43:31	ここで展開してないっていうのは、前のところとかで展開されてるから、そういう一歩か何かあるんでしょうか。
1:43:42	はい。井上瀬谷でございます。今言われてるのは、
1:43:47	例えば(2)番、びっくりされた確認のベースを取り扱う室並びにとって書いてあってについては、湯川安孫子氏に対してのみ、ゆとりを受け取る円滑に仕上げを行う。
1:43:59	だけ降雨をこの場所が床呼びかけていいのかっていうところにも書かずに結論だけを書いていったところに、ではないんじゃないかっていうことですかね。
1:44:08	はい、規制庁課ですその通りで、例えば(1)は天井まで、これは何でなのか、(2)は天井じゃなくてこれ何でなのかっていうところをもう少し
1:44:19	整理し、それぞれの部屋で扱う核燃料物質の種類とか形状に基づいて整理されるものだと思っていて、ただこれ閉じ込めの説明書なんで前のところで、
1:44:29	そういうことが論じられてるのかなとも思ったので、ちょっとそういうところをもう少しここで展開できる、ちゃんと理由が書けるのであれば、ここで整理いただきたいんですがいかがですか。
1:44:41	はい、米田でございますはい今、熊井の方見ていただくとどこ時間にほとんど飛ばしてる感じもあるので、さっきいただいた通り真ん中の理由、なぜこうなるのかっていうところについては、この
1:44:55	汚染防止のところで記載を追加拡充して、文章として分
1:45:02	言いたいことが伝わるように、整理をさせていただければと思います。以上です。
1:45:06	はい。規制庁岡です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:45:12	はい。規制庁谷井です。他に取り込め汚染防止関連で、何かある方おられますか。
1:45:22	またそうであれば、原燃の方から振り返りをお願いします。
1:45:30	はい。現年トヨカワです。振り返りを行います。まず別紙1の方ですが、
1:45:36	ピー口、Pページ6ページですかね、ところで、頭の吹き出しの説明のところで、別の箇所ですすというところで、書いてますけど別のところ見ていくと
1:45:51	ちょっと展開されてないような部分が少しあったというところですよ。

1:45:55	そこは展開するところはしっかり展開する、もしくは次回とかで詳細を示す場合はこういう会で示すとか、しっかり等の
1:46:06	展開をちょっと精査してするというのがまず1点、またP8ページのところ、これはちょっと全体かもしれませんが、
1:46:16	足のですね、
1:46:19	に対してどの設計方針が横並びで、
1:46:24	考えてるかという目でちょっと体裁ですかね、規則と設計がどうかという、横並びで書けるところは各複数に跨る部分もあるんで、そういったところは
1:46:36	も含めて1かちょっと体裁をですね少し整理するというところがもう1点。
1:46:41	また、もう1P8ページのところの括弧Bですかね、DBという主語で、基礎基本方針を書いてますが、
1:46:51	そのDBというふうに限定して、本当にいいのかどうか、
1:46:57	いう部分を含めてもう一度ちょっと、
1:47:00	主語が適切かちょっと確認し、をするというところが、もう1点、続きましてまたP8ページのところで、
1:47:08	PRA手順上ですかね、の設計への方針を書いてその方針を換気設備の方に展開してるというところを書いてございますけども、
1:47:18	換気設備の方で何を展開するのかという部分で、書き方ですかね、換気設備の設計方針を換気設備側で示すとか、ちょっと
1:47:33	何を飛ばすかを明確にちょっと白木さんに整理していくということがもう一遍、
1:47:41	あとP9ページですかね。間瀬鬼頭の方針を書いている部分で、炉側の記載とか踏まえてですね、炉側とかでは最大の漏えいに対して堰を設けるとか、
1:47:55	ていうところを書いてますが、そういった部分、MOX側でも、建てるところはしっかり今書いてくるというところが、もう1点です。
1:48:05	それから、別紙、
1:48:09	6の方ですかね違いますね。
1:48:14	ページP62ですかね。先ほどお話あった汚染防止のところですかね。1の方が当たらない。
1:48:22	高さ程度とは何かという部分、ここの考え方ですかね。
1:48:27	ここに関しては再処理も含めてですねちょっと汚染防止の塗装の考え方、そこを確認した上で記載をですねちょっと検討するというところ。

1:48:37	あとはその方針に対して (1) から (3) というところでどこの範囲を塗装するかということを書いてございますが、それをそうした、
1:48:48	考え方ですかね、そこを
1:48:52	しっかり記載するというのが、ていうところですかね。はい。
1:48:59	閉じ込めは以上です。はい。
1:49:03	はい。規制庁館です。代わりなさそうであれば最後、朝比奈通路ですかね、前々から説明をお願いします。
1:49:13	はい。弓削志田でございます。安全避難通路でございますと 002 デビジョン 9 ということで 6 月 10 日に提出をさせていただきました。
1:49:23	こちらは前回のヒアリングでのやりとり等々を踏まえて修正をしたということで別紙 1 につきましては右下 6 ページのところに赤字になってますが運転班等の話を追加させていただいてございます。
1:49:38	これを許可とナカガワな繋がりも含めて記載を拡充させていただきました。
1:49:44	では右下 9 ページは他の条文と合わせて第 1 章との繋がりということで整理をさせていただいたということでございます。
1:49:54	はい。あとは、PCOB さんにつきましては今ほどの整理プラスで資産化とは、
1:50:03	資料の頭の記載もそうですけども、
1:50:07	緊急時対策所等々の位置付けにつきましては、冒頭のやりとり伺った通りでございまして今回改めて整理をした上で記載を適正化させていただいたと、いうことでございます。
1:50:20	あと別紙 4 の右下 20 ページでございますこちらについては非常灯の非常用照明のはぎとして、スタートになる部屋であったりが対象かどうかという話もありますので、
1:50:33	適切に対象が抜けなく整理できるように記載を適正化させていただきましたと、いうことでございます。
1:50:40	はい。あとは別紙 6 に関しては今の別紙 1 の修正に合わせて整理をさせていただきましたと、いうことでございます。
1:50:51	シリーズは以上であとは別紙の 5 ローンチという個別補足リージョン 7 ということで 5 月 30 日に提出したものになります。
1:51:01	こちらについても、先ほど前に議論がありました燃料加工たペア以外の緊急時対策所建屋等の位置付けというのを整理をして明確化させていただいたということでございます。
1:51:14	23 ページのところでございます。その時の議論におきまして協議共通的な考え方として整理が必要ということは我々としても当然だと思えます

	ので共通 6 の修正は今後、適切にさせていただければと思います。以上です。
1:51:30	はい規制庁タジリです。それでは幾つか確認させていただきますまず右下 6 ページに関して先ほどのお話で共用の話に関しては、
1:51:39	一応炉の方でワーナー個別に大人とかまで書いてはいるけれど、あくまで江藤許容する範囲として、
1:51:47	建屋単位なのかその空間よくわかんないけどそこでやってた場合はその全体の方のやつをかけますよという整理をしようとしているっていうのが、今の整理でよかったですかね。
1:51:58	はい、二瓶志田でございますはいそういうことでございます。
1:52:01	規制庁田尻です。そこに関しては多分共通シリーズの時に改めて議論があり得るような気もするんですけどとりあえず現状としてはそういう整理をしているものということで一応理解しておきます。
1:52:11	で、
1:52:13	続けて強弱をじゃあ他に特にないので次右下 14 ページ行っていただいて、
1:52:20	よく新生会じゃないよって話になるんですけど、今のお話の場合緊急時対策上は一応、第 4 回のかな、第 4 回出てくる気がするんですけど、
1:52:31	安全避難通路については、緊急時対策所については最初に説明するからこっちは関係ないという整理なんですかね。
1:52:42	はい、日本石田でございます。最初に施設側で説明をすること。あとは 6600 たとして、
1:52:51	その他に必要な年緊急時対策所の耐震設計であったりとか、共通条文適合として必要な事項というのは、
1:53:01	この中で共用設備に対する適合性として我々としても、添付で示させていただくということで考えておりますので、例えばですけど外部衝撃等で電力緊急時対策棟等の建物等に収容することによって重大事故と対設備が一部損なわない設計しますっていうのは、
1:53:20	どうしても説明する必要がある事項として、県費処理側でも同じように最初に藤様に我々も展開をさせていただくというものがあります。
1:53:30	照明のように、そういった建築基準法に従って建てる建屋自体は例として共有しますというときには、その中の細かい話については、
1:53:40	これは目的としては個別に説明をしませんよということで今バーになってるということでございます。以上です。

1:53:46	規制庁田尻です。江藤。今は照明とかのはなCをされたと思うんですけど安全避難通路っていうもの自体もう、MOXたMOXとしては緊対所で説明しなくていいっていう整理にしているってことですかね。
1:54:03	はい。与儀石田でございます。今、そういう整理にさせていただきました。阿部不破共同自体も設定する必要があるとすると、議
1:54:13	未計上だって消防法に基づいて必要な避難経路を設けるということかという認識でございますので、そういった法令に基づいて適切にそういった安全避難通路が徹底されている建屋自体を通して共有するという整理でさせていただきました。以上です。
1:54:30	規制庁田尻です。個別設備ごとに共用と各課の整理と、今の中のものについて共有してる話なんでMOXは関係ありませんというのはまたちょっと別次元の話が気が壊して、
1:54:41	個別設備で書かなくても緊対所を共用するって言ったら、中のものについて共有になると思うんでそこまで明記しませんっていう話の流れだと思ってたんですけど。
1:54:51	今のお話だと、中のものは目視として説明が要りませんっていう方向な気がしていて、それだとまたちょっと違う気がしていて再処理施設のもの、MOXで使うっていう話なんでMOXの申請として終わらせなければいけないとっていて、
1:55:06	別に、
1:55:07	個別に説明注意は最初と同じような説明をすればいいかなような気がするんで、三角とかであろうがなかろうが特に構わないと思ってるんですけど。
1:55:16	中身を共用するんでその説明をボックスで言いませんって言っちゃうと、
1:55:21	なんか何も説明しなくて良くなる気がするんですけどそういう整理にしたんでしたっけ。
1:55:27	はい。業務に支障がございます。ちょっともう一度整理をします例えば、設備単位で影響する部分って当然あって、近大の菅北換気設備、共用しますと、
1:55:39	提供設備として個別にエントリーをしています。この説明はもう告訴しませんかといいたします。それを共用する設備としてエントリーしてその性能を期待しているから、整理をして説明をしますということになります。

1:55:53	それと同じ位置付けのものがどこまでかという線引きが必要かなと思ってます。安全避難通路というその人が避難するための経路については、これは確かに安全避難通路を設定してるという、条文要求はあれど、
1:56:08	その道具状況に従って説明すべきものが何かっていうところで、
1:56:14	結局は五藤田部井スダこの安全避難通路を設定するっていうこと自体が個別の設備としての性能を期待するものというよりは、そういう経路を設定する考え方は建築基準法なり消防なりで、もともとその日、
1:56:26	要求があって設定するものっていうのがあるので、そういったものを説明するのであれば、
1:56:32	もう個別取り立てて安全避難通路我々としてMOX燃料加工施設として、今回に安全避難経路を設定しますという説明が要るかということの線引きかと思います今は、
1:56:44	そこまでの説明が必要なんじゃないかと言って線引きをして、必要ないチームに入れました。必要あるチームが先ほどご説明した通り換気設備とか性能機能を期待してとして、
1:56:56	共用しますと言って個別にエントリーしているものは、
1:56:59	その企業性能MOX燃料かご指摘として説明すべきものとして、ちゃんと県の今回の別紙2mをエントリーして説明するグループということで整理をしました。
1:57:09	そういったグループの分け方だったり考え方であったり申請するという約束事項として、何が必要かっていうところを今ちょっと整理をした上で、説明できるようにしたいと思います。以上です。
1:57:21	規制庁田尻です。何か別に今までやってきたことと何も考え方は変わらないと思ってんですけど、例えば許可申請において再処理施設の例えば低レベルのごみ置き場を共有したいんですって話をしたときに、
1:57:34	関連条文で、今言ってる話はバツにしますって言うように聞こえていて、
1:57:40	マルか三角かわかんないですけど関係はするっていう整理を今までよく聞いてきたような気がしていて、関係してくるけど今までの設計方針で読めるっていう話なのか、最初に設実質入れてしまっているのを改めて細かく説明はしないけど同じような方針だけ書いときますという話なのか。
1:57:56	今のお話だと、安全避難通路については、共用設備としてMOX燃料加工緊急時対策所を置く施設としては登録するんだけど、
1:58:06	説明の必要はありませんっていうふうに言ったときに、それは安全避難通路の条文の適合性という説明するでしたっけっていうときに、ただし

	今の後出てくるところで補足説明資料にしか書いてないから要らないんですっていう説明をされようとしてるのか。
1:58:19	どういう説明なのかようわからんところあるんですけど、説明を要らないっていう説明をするの方がなかなか難儀なような気もするので現実の整理がある程度とその話として確認はS I M M E Rですが、
1:58:32	今のお話が共用設備に関しては、
1:58:36	大枠のところだけ説明をして、中のやつに関しては特に説明をしませんっていう説明な気がしたので、そのあたりは共通シリーズなんかどこで説明しようとしてるかわかんないけど説明聞ければと思うんでよろしくお願いします。
1:58:51	はい。井上西原でございます。はい。今のお話も含めて
1:58:58	ここの別紙2での示し方というのも含めた上で、整理をして、全体であげたい分けとして説明した方がいいと思うので、
1:59:09	説明資料どれにするかちょっと考えた上で、説明をなるべく早くさせていただこうと思います。以上です。
1:59:16	規制庁田尻ですよろしく申し上げます
1:59:19	なんか、今の話だとするならば、何か共用って書かなければ説明しないっていうんだったら共用って書いてくれって言いに行かなきゃいけないような気がするので、
1:59:29	共用っていうふうに言ったときは説明をしなくていいという話じゃなくて、し登録し登録じゃないという話は当然あると思っていて再処理として登録してる話重くそいつを使いますよって話だと思うので、
1:59:41	当然研究大学の川野橋井を共用するってのはわかるんですけど、そこもMOXのMOX施設として使う空間って言ったときに、そこは安全避難通路要求はかからないんですって説明をされるのであればその説明をしていただければいいと思うんですけど。
1:59:56	何ですよねっていう気がしますがぜひまた聞ければと思うんでよろしくお願いたします。
2:00:03	次右下17ページのところ
2:00:07	ここもすみません、整理の確認なんですけど、第2回申請のときに、再処理とMOXの堂々の話があったような気がするんですけどあそこの説明っていうのは、避難通路はいらないという整理でしたっけ。
2:00:28	規制庁谷井です。多分ここでっていうわけですね。
2:00:32	はい。日本原燃志田でございます道路については基本ロード会社が走っておりますので通常時人が出入りをしないというのが前提で、避難通路の設定というのも、基本的にないというのが、

2:00:45	説明のもともとのベースでした。以上です。瀬尾館です。なんで避難通路を、人が立ち入るような場所じゃないのであれば書く必要もありませんよということをですね、状況は理解いたしました。
2:00:56	次右下 19 ページ 20 ページって添付の話に行っていたいて、
2:01:02	単に言葉の統一の話で現状のやつ、別に否定するものじゃないというのを先に言わせていただいてまず右下 19 ページのところの 3 ポツの施設の 詳細設計のところ、避難階段を一条通ずる通路というふうにして 20 ページのところだと立ち入る区域から出口までのっていう形にしてるん ですけど、
2:01:19	3 ポツのところは建築基準法の書き方に倣いながら書いていって 20 ページのところは、これは許可本文とか出口とかって言葉を使っ てるから言葉書き分けてる形になってるけど意味は同じというふうに思っ ておけばいいですかね。
2:01:35	はい。日本原燃石田でございますはい。ちょっと言葉遣い違って恐縮で すけれども言ってることは変わりません。
2:01:40	規制庁谷です。よく理解しました。
2:01:43	阿藤。
2:01:45	あれだっけのが照明設備のはな C を飛ばしてると思うんですけど。
2:01:51	これあと次回とかどこっていうふうにして書いて飛ばす場合と、照明設備の 申請に合わせてとかって何か書かたって、これが清でしたっけ。
2:02:03	はい、井出石原でございます。
2:02:05	書き方ですね正直まだ、十分な整理ができてませんがちょっと早急に整 理しないといけないと思ってますインフラの話で冒頭説明した通り、次 回で今回検討でなくとも、
2:02:19	経営ビジョンとして、将来預けるといことが明らかでかつ、次回に出 ることが明確、目次で明確になる場合は、添付書類の名前は室田前を書 こうということでやったんですけども、
2:02:32	添付書類をそのまま♪とですねその添付書類は、その申請書にいるのか どうかがやっぱりわかりづらいということで次回ということを直接的に 言えなくても何か
2:02:42	設備を見るときに入れるんだよと、講習会の時じゃないですけど後に送 ってることがわかるようにせん限りはちょっとわかりづらくなっていう ところもあって、ちょっと記載早急に整理をしてルール決めます。は い。以上です。
2:02:55	それとタジリです。ここ開きされるだけの話なんでよろしくお願いいた します。20 ページから 21 ページで、図面の話されてるんですけど、

2:03:04	エネルギー管理建屋ってどういう位置付けでしたっけ。
2:03:08	はい。二瓶志田でございます。エレベーターだけ通路上一部個別補足で書かせていただいている通りでございます。基本的には中に入っている設備は申請対象ということで整理をさせていただきました。
2:03:21	それで、加藤部長としては申請対象から外れて外した上で、添付よりも、個別の補足説明資料の方で、避難中も含めて設定をさせていただいているということでございました。以上です。
2:03:36	規制庁館です。それって炉の整理と一緒にしたっけ、のって割と広めに書いてたようなイメージはあるんですけど、今の整理っていうのは補足とテープですれませよという説明だとは思んですけど。
2:03:50	エネルギー管理建屋の部分っていうのは、添付としていないという整理をしたってことですかね。
2:03:57	これ、日本のイシハラでございます。そうですね物としての、いわゆる建築基準法に基づく、避難経路としてどう設定するかということと、安全基準を要する施設として申請する水素アルゴン混合ガスの設備率の関係というのが直接的にも作り、
2:04:17	ないので、それを含めた上で、添付書類ぐらいでは書かずに、補足説明資料という整理をさせていただいたんですがもうそこも含めて先ほど議論
2:04:27	との関係もあると思うので、現在、整理をさせていただければと思います。以上です。
2:04:33	規制庁タジリです。エネルギー管理建屋は一応今回申請対象という方、中の無能がいるだけで建屋自体がどうこうっていうもんじゃないってのは一応理解しつつなんですけど。
2:04:44	一応あいつ自体の設計としては波及影響の観点として一応疑いずつのような形になっていて、若干なんか位置付けが微妙なラインだと思っています、
2:04:55	安全避難通路として書かないの整理なんですけど今ちょっと添付とかぞ食うでずれるっちゃうのもまた違和感は正直あるところで、
2:05:03	何かちょっとその辺ちょっと実用だけもう1回見てこようと思うんですけど、実用労。
2:05:08	一応放射性物質が入っているものだけ入れてたのかな。何かサービス建屋とかが入ってたかどうか記憶が定かじゃないんでちょっとそこを取らない、こちらも確認するので、こういう整理ですよっていうのが説明できるだけ読んでいただければと思います。

2:05:24	例年タニグチです。発電炉の状況もきちんと調べてご報告させていただきたいと思います。おそらく記録ですけど、申請た申請対象になっている建屋に対して、段数のご説明をしてたということだったと思います。
2:05:38	サービス建屋の一部に r a d とかあと分析をするための管理区域なんかが設定されていて、なので申請をしていて、その部分の、なんぞ説明してるみたいのがあったかと思えますんでちょっとすいません、確認をさせてください。
2:05:53	規制庁田尻です何かそれぐらいのイメージはあってそれが今回のエネルギー管理建屋用中に阿久津水素アルゴンの乾固が主に設備がいてそういった場合に対象になるかどうかというぐらいの差分がちょっとわからなくて、
2:06:07	一応関野薄井節がそこにいう形にはなっていてその対象の建屋っていうのを対象という言わないかだけの整理だと思っているので、態度のサービス建屋は別に何か価値があるかっていうと建屋自体にあんまり意味がなくて中のもの自体に意味があるようなものだったような気がするんですけど。
2:06:23	登録の仕方とかこれこれこうで違うんでっていう説明があるんだったらそれはそれで確認したいと思うんでよろしく願いいたします。
2:06:31	はい。日本原燃谷口です。確認をしてご説明をさせていただきます。S B でいきますと、確かにそのオフィスビルっていう意味では、そんなに重要じゃないってということなのだとは思いますが、さっき申し上げた
2:06:45	分析だとかそういったことをするための管理区域があると、過剰遮へいとしての申請対象が出てきますんで、そういった意味で建屋出したりしています。
2:06:53	もう一つの実績でいくと柏崎で行くと水処理建屋っていう建屋があってそっからの注水用のポンプなんかが置いていたりするんですけども、建屋としては別に管理区域がなくて、重要な設備を置いてるわけないということではなくて申請対象ではないですよって、
2:07:08	ということで整理をしていたりしますので、ちょっとそういった整備の考え方も含めて、調べて、ご説明したいと思います。
2:07:16	規制庁館です。なんで結構エネルギー管理建屋って何もないよっていうところの整理なような気がするんでその点もあえてよろしく願いいたします。
2:07:24	あと、細かなはな C で 1.2 点だけなんですけど、N I S A 25 ページのところ

2:07:32	と、単に横尾生合わせればいいのについていう気がするだけなんですけど照明の照度とコードの花CO、なんか微妙にDOTダウン変えて書いてるんですけど1に合わせて書けばいいんじゃないかなっていう気がするんで一応これはコメントまでです。
2:07:46	安全避難通路の補足の方は、
2:07:51	先ほどもお伝えしたんですけど、右下3ページのところで書いてある。
2:07:57	よく全体像として緊急へと許可のタイミングで緊急時対策建屋とか、要は、緊急時対策所全体を工夫するという形にした時にその内部のも脳の共用の話、衛藤様。
2:08:11	誘導灯とかの話で、1個1個に共用という言葉は振らないけどその全体を許容するという方針をうたってるんですけどっていう整理を、何かこの安全避難通路のところで謳うのも変な気がするんで、共通シリーズとして、
2:08:24	共用するものをどういうふうに書こうとしているのか、
2:08:28	全体を共有するってその内部のものを要は消防法とか建築基準法でそれ付随してそこに合わせてついてるでしょってやつまで全部1個1個書けませんよという方針だとしたらそこをまずしっかり説明してもらおうであるとか、
2:08:38	先ほどのお話だと、勤怠表を共用するって言った時に避難通路を、
2:08:44	目途で説明するのかわからないのかっていうところも何か若干セイリガクがよくわからないところがあったので、共用するっていう話をどこまで書くのか、共用っていうのは、どこまで目次説明をしようとしているのかってところの整理については、
2:08:59	確認したいと思うんでよろしく願いいたします。
2:09:02	すいません。
2:09:05	どうぞ。
2:09:07	大丈夫ですか。はい。規制庁コサクですけどすみませんタジリがパーッと話しちゃったので、理解してるのかもよくわからないということと私自身がよくわからなかったので話を1回戻らせていただいて、
2:09:21	25ページ。
2:09:28	当証明の肖像軌道とその根拠という話なんですけど、
2:09:34	これ、口の奉納展開要否のところを見ると、ルーバー落下防止っていうのがあって、そこ丸になってるんですけど、
2:09:42	とても照明濃硝度輝度とその根拠っていうのでまとまるとは思えないんですけど、
2:09:49	これ0ってなってるんですがどういうことですか。

2:09:56	これは交代ですか。はい。小峰者でございます。これちょっと確かに今です、25 ページと 26 の関係でいきますと、25 ページの左側、我々の基本設計方針添付上部項目から、
2:10:11	ここが必要だと我々考えて、抽出した項目が左側 25 ページの左側です。25 ページの右側、これは連絡を、
2:10:22	本当の証明の遅く説明書に書いてある内容で、それに対してお願いとして見解が必要かどうかを丸場で整理をしました。その結果、ちょうど左手引きで差異がある場合はその最後に何かというふうに 15 ページの下側のボックスで書いた上で、
2:10:39	再度追加をすることがある場合は 29 ページにその構造の中にその際生活部を入れて、全体を補足説明資料とするということでまさしくご指摘のあった。
2:10:52	中央制御室の天井ルーバーの落下防止については我々旧設計方針店舗から守ってきている。直接的には結び出てくるのではないけども、
2:11:02	説明が必要だということで、追加をするということで、25 ページの真ん中のボックスにうたう 26 ページで A さんと十分別の物だ産物か。
2:11:13	ボックスの補足説明資料の構成としては証明の産物として追加をしますよということで整理をさせていただいたということでございました。以上です。
2:11:23	規制庁草場です。そういったときに、補足としては十分なものをつけますってということにはなるんですけど、設計方針にフィードバックしなくていいんですか。
2:11:34	いうのは検討されてるんですか。
2:11:43	はい。五味西原でございます。
2:11:48	基本設計方針の検討までさかのぼって修正を必要かどうかというところまでは正直すいません、展開ができてません。ただ我々の設計として、当然ながら基準地震動においてもそういった落下がないということも含めて、
2:12:03	制度が必要だということは認識をした上で、実施設計は当然やってるんですけどもこの基本設計方針別紙 1 であったり仕様の他に反映するかしないかというところについてのよう実態でございました。補足では、
2:12:16	必要だという認識をした上で、それは前にフィードバックというところでは、次に行きたいと思ってます。以上です。
2:12:23	規制庁コサクですそうだとする等、基本設計方針の善し悪しを判断しなきゃいけない断面でもあるので、

2:12:33	こういったものについては、実用炉はどういう整理のもとでここで書いてるのかと。
2:12:39	ということを見ていただいて、基本設計方針、現状書いてるところで、炉と同じように読める状態になってるのか。
2:12:47	読めないから、ちょっと工夫が必要なのかと。
2:12:51	いうことは説明いただいた方がいいかなと思うんですけど。
2:12:56	ルーバーで言えば、落下防止って結局あれですよ。地震で落下するってということで、
2:13:05	大枠で言えば、地震の方で波及影響防止っていうのがあって、
2:13:11	それは安全機器の周囲のものすべてにかかっていると。
2:13:17	いうことだから方針で読めてるっていうことかなとは思うんですけど。
2:13:22	ええ。
2:13:23	本県ではそれで何となく思えなくはないんですが、他のところで本当に大丈夫かっていうのがあるので、その点一通り見ていただければと思います。
2:13:35	はい。日本原燃設楽でございますはい。ほぼ御説明資料がどっかがもとも出てきたのかも含めて事実関係を整理した上で、当然他にも、こういう形で、5と比較をした上で補足説明で追加をしている項目というのでも幾つかある認識してますので、
2:13:54	それを今一度全体展開した上で、説明する上で、本部も譴責方針の添付書類側に反映する事項がないのかというのは、全体として見直しを必要かどうかを整理をしたいと思います。以上です。
2:14:12	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げます。
2:14:17	それで、その次に、田尻が言ったことについての認識っていうのを確認したいんですけど、どんな感じでしょうか。
2:14:27	はい、ユニシアでございます。まず竹井さんの言われた脅威に関しては確かに大きく2点、論点があると思ってました。
2:14:37	まずは、
2:14:40	例えばですけど、燃料加工建屋、MOX燃料加工施設ではメインは燃料加工建屋ですと、DBの世界でいくと廃棄物処理場施設として最終のDB建屋の一部を、
2:14:55	エリアとして借りるということで、廃棄物の貯蔵能力を確保するということが1件、あとはDBも含めて、緊急時対策所。
2:15:07	あとは第1保管庫だったり大規模慣行である保管場であったり、お帰りになってる浄水場が水と引っかけて水を貯水槽に、

2:15:17	共有して確保するというので、共用するものがあると思ってます。設備としてエントリーしてるものは非常にわかりやすく、ボックスとシステムをその機能の精度を期待するので、共用するものとしてお取りした上で、
2:15:32	トークン機能性能が目標を足す目的を達成できているかどうかは、その主たる牛、設計方針者として説明が必要だという整理でした。
2:15:42	0かを、
2:15:44	樋渡で管理方法については、これは一つ目の整理が必要な事項だと思いますが、エリアとして借りるものについてはそのエリアを借りる理由の根拠は、
2:15:55	そういったいろんな設計として成立してるエリアだからこそ建屋に入ってるエリアだからこそその売りを借りることによって、必要な廃棄物の町づくり、貯蔵ができるという状況に満足できると。
2:16:07	ということで、我々としては、ちょっとそのエリアを借りることだけを申請すれば、必要なものが全部ついてくるということがベースだと思ってます。
2:16:17	あともう一つの運転は技術基準により項目があってね。
2:16:22	御説明共用設備に対するかしないかということです。
2:16:28	その設置制度がちょっといまいちだった気はしてます先ほど説明した中でも安全避難通路照明をどうすんのっていうところについて、そんなにもともと通勤だから我々説明しませんよというような説明をしましたけどただ、
2:16:40	一般技術基準の要求として、必要なところの安全避難通路を設けなさいという説明を要求されていて、俵金海を我々としては共用するんだといったときに、緊対所の安全な通路がなくていいのかと言ったらなきゃいけないんだと。
2:16:56	あります。それをじゃあボックスとして説明する必要がないのかという時には今、先ほど私が回答したのは、それは当然あってしかるべきものを建屋として借りるので、もう今年わざわざ説明する必要ないでしょうと言ったんですけど、
2:17:11	やっぱり技術基準のOKはウォークスルーかぶさっているわけで、その表示基準の要求を満足してますかっていう説明も全くしない原因適合してますっていう説明ができるわけないと。
2:17:22	とかですと、やはりそこは説明しないと、申請者としては必要なものは先生できてないということになってしまうのかなと思うので、ちょっとその全体としての大きなポイントをちゃんと分けて、

2:17:34	丸尾我々として説明すべきかというところを、今一度説明できるようにしたいなと思ってました。以上です。
2:17:41	規制庁コサクですけど。今の言い方だと、何か最初にでも説明しますM O Xでも説明しますというふうに聞こえちゃうんですけど。
2:17:50	あわせて説明するんですよね。
2:17:56	与儀の石田でございます。今の荒瀬帝斗んというのは、
2:18:02	申請時期は多分、M O Xの4回目の最初の3回目と同じ時期になっていて、設計方針としては同じようなものが示されて補足シリーズとかいうと最初にM O X2マークついて合わせて説明とかそういうイメージかなと思ったんですけど。
2:18:18	はい、与儀石田でございます。もともとの分割申請の計画を
2:18:25	今となっては、いつの時期に何台って感じになってますけど、ちょっと出させていただいたとき考えていただきますと、
2:18:32	マックスの4回は、最初の3回の後に申請をすることで計画してました。戸川としては、最初が3階で、
2:18:42	委員会終わった後の条件にボックスとして申請しているものを申請するっていうことを、区として考えていたところでございます。以上です。
2:18:51	はい。規制庁コサクです。そうだとすると、逆にもうすでに再処理で説明してあるので、加工の基準としても適合してますと。
2:19:02	ということで、再処理の適用状況との対比で、もともと
2:19:08	再処理の方のやってるので満足してますよと。
2:19:11	いう説明に、
2:19:13	なるような気もするんですけど、一方で、
2:19:16	許可でもう共用するということは言っているんで、再処理での設計をする際に、M O Xでの共用も踏まえて設計してますということを書いてしまうのではないかなと思うんですけどいかがですか。
2:19:29	はい。新美イシハラでございます。おっしゃってたまず基本設計方針の段階で共用するものは、複数補強するというのは最初の時点もすでに出ますし、
2:19:39	例えばですけど、容量が変わるもの、個数が関係するものは当然ながら、M O X燃料M O Xと共用してもその機能が一緒の機能は達成できませんっていう、経営としての安全性の
2:19:53	整備とか、達成できるという説明は当然添付を押し本文をするので、そこでもうすでに説明し切ったりというのが、おっしゃる通りだと思います。以上です。

2:20:04	はい、規制庁不足です。そうすると結局、MOXでは申請してないけど最初の申請会で合わせて説明するということになりますよね。
2:20:15	はい、井上西原でございます。はい、そう言われるとそうですね。おっしゃる通りです。はい。
2:20:22	はい、規制庁補足です。そういうことを念頭に、
2:20:27	こちらの表もまとめていくということだと思っんですけど。
2:20:32	その場合どういう表記が正しいですかね。
2:20:36	はい、乳井西原でございます。
2:20:40	欄。
2:20:41	いう表記をするかと考えます最初、ボックスの二階、三階と4階の間に、最初の申請会場どっか放り込んだ上で、
2:20:52	ここで説明したものを、0としてね、規制庁コサクですさすがに余計な欄をふやしても大変だと思うので、MOXの審議会のところに、
2:21:04	帰った上で、再処理の方で、
2:21:09	まとめて説明をしておきますっていう断り書きを何らか書くのかなって気はしますけどね。
2:21:14	規制庁田井です。自分も同じ時期で僕はすみませんちょっとずれてるかもしれないんで同じ時期に来て三角ぐらいのイメージで書くのかなと思ったんですけど多分今の話だと、三角なしみたいな感じになっていて、
2:21:27	ここで説明を改めて聞くもんじゃないけど三角って今までだったら1階から3階まで聞いてたやつっていう位置付けだったけど、黒三角なんか※古野かわかんないですけど再処理で行って説明した通りっていう話が多分繋がれるイメージなんですよ2番だと、多分、
2:21:43	はい、吉田でございますはいおっしゃっていただいたことを理解しました書き方をちょっと空間替えて、整理をしていきたいと思います。以上です。
2:21:59	以上。
2:22:02	規制庁タジリですと、一応、安全避難通路を一応意識、これで終わりかと思いますが、規制庁側から他に何かありますでしょうか。
2:22:15	なさそうであれば避難通路の振り返りを原燃の方からお願いします。
2:22:22	はい植野イナバですツールについての振り返りになりますまず共用に関するのですね照明を共用する話ですけども、ここについてはちょっと案内の方でもコメントいただいておりますように、
2:22:35	どういうふうなものを記載するかというところですねエリアを共用するものをそこについているものを、照明器具をどうやって記載していくか

	というところの整理が必要ということで別紙2の展開とかが変わってくる。
2:22:47	と思いますけど先ほど何。
2:22:50	何点か議論させていただいてましたが共有するということに記載を整理して、展開するように考えたいと思います。あとは、通路、
2:23:04	でこぼこなんだよね。
2:23:06	あとPB建屋エネルギー管理状態の位置付けですねここについても、今一度整理をしてですね野瀬建物としての機能はないということは説明、前にも説明させていただいておりますけども、
2:23:19	今回そのところですね再度整理してですね中にあるものの証明とあと誘導等がございますのでそこら辺を明確にして、記載をちょっと見直すところがあれば整理させていただきます。
2:23:36	あと別紙のところですね硫安の落下防止ですねここについては、基本設計の振替、基本設計方針、今MOXの方は記載していないんですけども、
2:23:47	地震で落下しないってことは設計で
2:23:51	対応していることは自明なんですけどそこをですね振り替え、別紙1、A2の方ですね1とか4に展開して書くか否かというところを再度、考え方をですねきちんと整理させていただいて、必要に応じて修正をさせていただきます大きなところとしては、以上です。
2:24:09	規制庁渡です。ルーバーの話に関しては、この条文に関しては多分そうだろうなというところはあるんですけど、多分他のところでも、今日設計方針からいうと吸収できなかつたら補足説明資料ってのは多々ある気がしてて、
2:24:23	いろんな補足資料の整理も、何となく関連づけやすいやつ合わせてやっちゃってるところがあるので、多重部に跨るような補足に近いものをつけてるところがあるので、今回のやつに近い整理もあるかもしれないんですけど、
2:24:35	コメントの趣旨は別紙5かな、別紙5から別紙の他のところ1とかへのフィードバックの必要性をちゃんと検討してくださいねっていうところなんで、
2:24:46	あの結果大丈夫だったらそれはそれで別に構わない話だと思うんですけどあのルーバーの話だけじゃないのでその辺の認識だけよろしく願いいたします。
2:24:55	はい、日本の稲場です了解いたしました。
2:24:59	規制庁田尻です。

2:25:01	ほか全体通して何かありますでしょうか。
2:25:08	連絡を、何かありますでしょうか。
2:25:12	原因は特にございませぬ。
2:25:14	規制庁谷井です。ちょっと、さっき自分が言ったことでもう1点だけちょっと振り返って確認なんですけど、
2:25:20	と事故名の00資料のところ、
2:25:24	92ページとかの変更前後のところに置いて、
2:25:30	変更後のところに置いて、今MOX粉末を取り扱うグローブボックスを以下の設計を講じるという話書かれていて、これは何かって言うと、許可のタイミングで、設計基準事故の想定であるとか、内部発生飛散物の話が出てきて、
2:25:45	それってというのは閉じ込めの機能が損なわないようにって話にも関連してくるので、ここに今書いているという整理になっていて、
2:25:54	内部は生産物って意味でいうと、今回一応内部発生三部IIに対する綱領に基づくものとするって形で飛ばす形になっていて、
2:26:03	もともと大和は生産物に関しては鳥羽先もはっきりしてるからわかりやすいんですけど、設計基準事項のところであって、今回、要は他条文のところ、溶け込ませなんか書かなきゃいけないような整理ってほかにもありましたっけとあえず閉じ込め、
2:26:18	実際問題発生したんですね、近いような設計方針なんで、実際に発生した閉じ込めの条文とこういうのを合わせて書いてあるけど、内部発生飛散物に、の考慮に基づく設計ですってここであって、閉じ込めの進捗内部発生飛散物の審査ってのを別途やってるんでこういう説明もできる気も長くしてるんですけど、他にもありましたっけ。
2:26:38	井村石原でございます。許可のときに、事故の想定事故の選定のときの前提条件としたもので、設計方針にフィードバックとして下の明確化を図ったってところはこの
2:26:52	取り組みのボックス内の受有料物の落下防止のところ、今日、重大事故からお話の1.2S sとかDのパネルがどう、隙間が開かないとか何とかって言うところの2ヶ所です。
2:27:07	これぐらいは来なかったと記憶してました。以上です。
2:27:11	規制庁田尻です。火災とかに関しては、あそこやたらとかは今回、改めて大きく全体的に変えてしまったから、そこだけ特出してという思惑が全体の設計方針として、
2:27:23	感知器の種類とか動向とかが溶け込んでいるような形でしたっけ。

2:27:27	はい。日本原燃石田でございますはい。そこは感知器の多様化っていうのがもともと新規制基準で要求があった中にうまく溶け込んだといえますか。
2:27:37	その多様化するときに、MOX粉末を扱うところ差別化してこういう種類のものを使いますとかっていう、具体化の中でうまく溶け込んでしまったので、個別部隊で追加したっていうわけではないと思ってます。以上です。
2:27:50	規制庁館です。変わりましたなんで欲求事故が変わってないけど、設計方針の変更前後で若干変わったふうに見えるのが、一応、今回に関しては閉じ込めがいて、
2:28:00	取り込みに書いてあるものの内部発生飛散物の声も続く設計とするという形がうたわれていてっていう形で今書いていてですね、記載の状況はわかりましたちょっと、
2:28:10	必要に応じてまた確認するかもしれないんですが、記載がどうされてるかを理解しました。
2:28:16	藤ほか、規制庁側から全体通して何かありますでしょうか。
2:28:26	規制庁通りです。ないようであればこれで本日のヒアリング項目すべて終了したかと思いますのでヒアリング終了したいと思います。
2:28:34	録音停止いたします。